



平成 23 年分 贈与税の申告のしかた

税 務 署

◇ 平成 23 年分の贈与税の申告と納税は、平成 24 年 3 月 15 日（木）までです。◇
詳しくは 4 ページをご覧ください。

◇ 目 次 ◇

I はじめに

1 贈与税の概要	2
2 贈与税の申告書の提出期間と提出先	4
3 贈与税の申告書の種類	4
4 贈与税の納付	4
5 贈与税の申告に誤りがある場合	6
6 参考	
(1) 贈与税の課税財産	7
(2) 信託に関する権利等の贈与	8
(3) 贈与財産の評価	9

II 申告書の記載例等

1 申告書の書きかた	
(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた	11
(2) 贈与税の申告書第一表の書きかた	15
(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた	17
(4) 贈与税の申告書第二表の書きかた	19
(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた	21
2 申告書の記載例	
【事例 1】暦年課税を適用する場合	22
【事例 2】相続時精算課税を適用する場合	23
【事例 3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合	29
【事例 4】住宅取得等資金の非課税制度を適用し暦年課税を選択する場合	31
【事例 5】住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合	33
【事例 6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	42
【事例 7】非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合	47

III 各種特例の概要等

1 住宅取得等資金の非課税制度	55
2 相続時精算課税選択の特例	59
3 農地等についての納税猶予の特例	61
4 非上場株式等についての納税猶予の特例	64
5 相続時精算課税の適用を受ける森林についての相続税の課税価格の軽減措置	68
6 災害により受贈財産に被害を受けた場合	69
7 相続時精算課税選択届出書の様式	70

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、贈与税に関する情報やタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。
なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

国税庁ホームページで贈与税の申告書を作ってみましょう!! (11 ページをご覧ください。)

暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。詳しくは26ページ以降をご覧ください。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・ 贈与者 → 65歳以上の親
- ・ 受贈者 → 20歳以上の子である推定相続人
（子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。）

相続時精算課税を

選択する

相続時精算課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 **2,500万円**

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

② 税率

特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相続時に精算

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない

暦年課税

【 贈 与 税 】

① 贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 **毎年110万円**

② 税率

基礎控除後の課税価格に応じ次の速算表で計算します。

◎ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円 以下	10%	—
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	50%	225万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

（贈与を受けた財産の価額－基礎控除額）×税率
－控除額＝税額

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

I はじめに

1 贈与税の概要

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間に財産の贈与（法人からの贈与を除きます。）を受けた個人（「受贈者」といいます。）は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110 万円）を超えるとき

② 「相続時精算課税」を適用するとき

（注） 人格のない社団や財団又は持分の定めのない法人は個人とみなされて贈与税がかかることがあります。この場合の贈与税額の計算方法等については、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署におたずねください。

(1) 暦年課税

イ 概要

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（1 年間に 2 人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から 2 回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額）を基に贈与税額を計算する方式です。

その財産の価額の合計額が基礎控除額である 110 万円を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ 計算方法

1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額 110 万円を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、前ページの「贈与税の速算表」により贈与税額を計算します。

（注）「贈与税の配偶者控除の特例」を適用する場合の贈与税額の計算については、29 ページを参照してください。

《計算例》 500 万円の贈与を受けた場合の計算例

500 万円					
110 万円	390 万円				
(基礎控除額)	(基礎控除後の課税価格)	(税率)	(控除額)	(税額)	
	390 万円	×	20%	− 25 万円	= 53 万円

(2) 相続時精算課税

イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に替えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から 1 年間に贈与を受けた財産（「相続時精算課税適用財産」といいます。）の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の価額（贈与時の時価）と相続又は遺贈を受けた財産の価額（相続時の時価）の合計額を基に計算した相続税額から、既に支払った相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

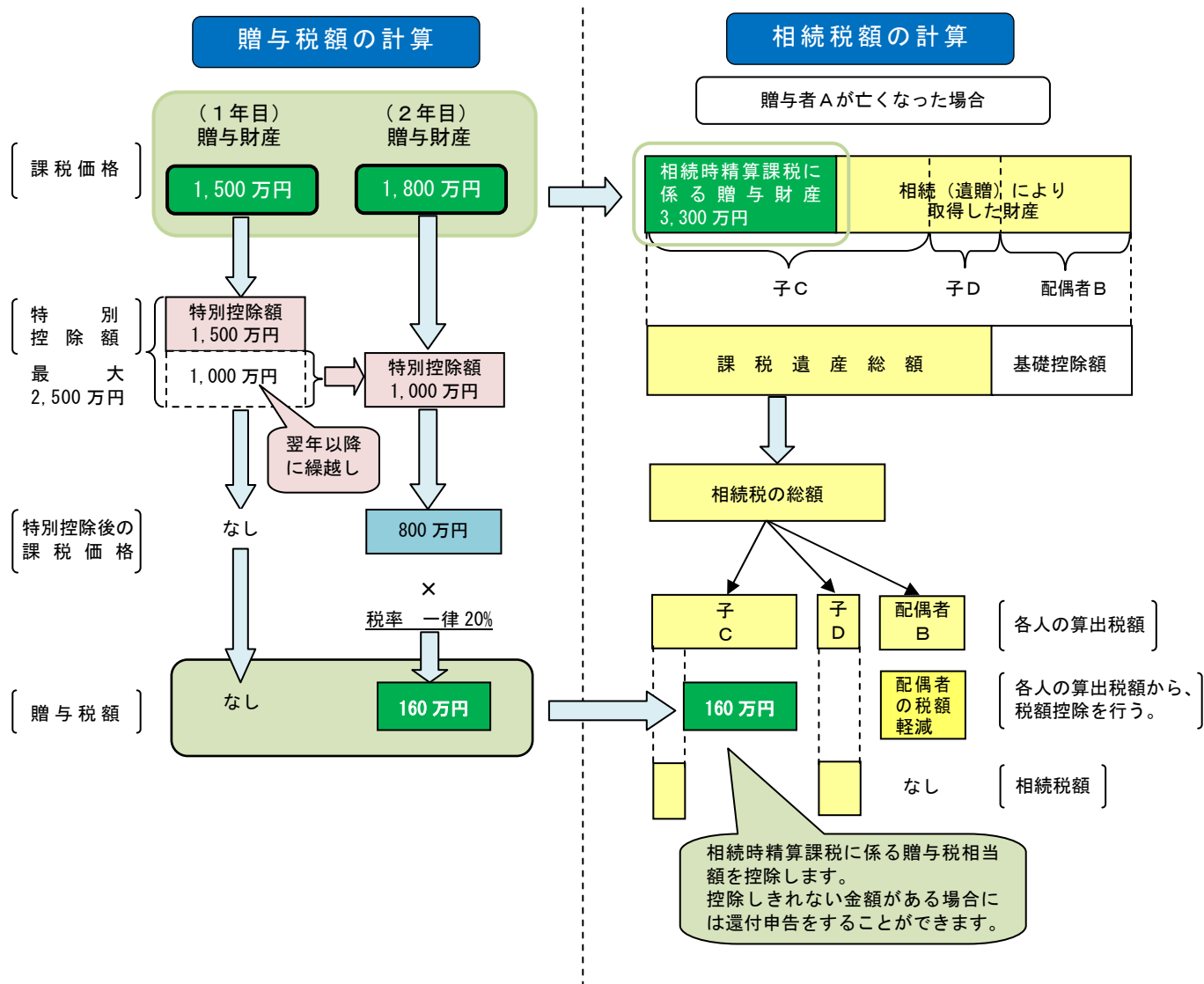
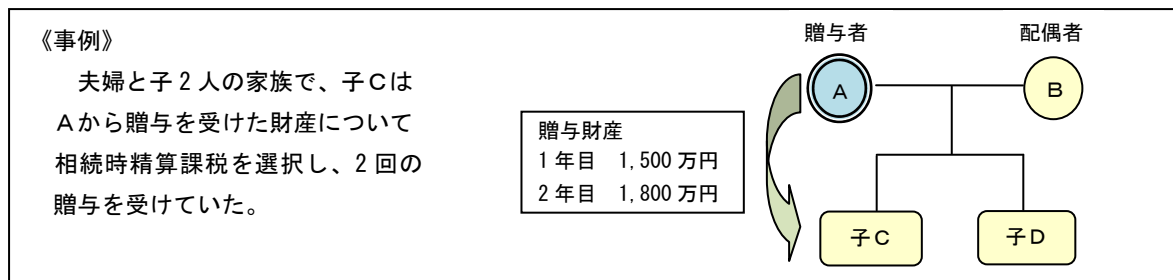
適用要件等については、26 ページ以降をご覧ください。

相続時精算課税を選択する場合には、その財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告をする必要があります。また、申告に際しては次の点に注意してください。

① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。

② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

□ 相続時精算課税のしくみ



ハ 計算方法

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額(課税価格)から**相続時精算課税の特別控除額**を控除した残額に20%の税率を乗じて贈与税額を計算します。

相続時精算課税の特別控除額とは、次の1又は2に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいいます。

- 1 2,500万円(前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額)
- 2 相続時精算課税を選択した贈与者ごとの贈与税の課税価格

(注) 1 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます(23ページ【事例2】参照)。
2 控除しきれなかった特別控除額については、翌年以降に繰り越されます。

2 贈与税の申告書の提出期間と提出先

平成 23 年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、

平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 24 年 3 月 15 日（木）までです。

贈与税の申告書は、受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

申告書は、郵便や信書便による送付（注）、又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。ただし、**一部の税務署**では**2 月 19 日**と**2 月 26 日**に限り**日曜日**でも、申告の相談及び申告書の受付を行います。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

（注）1 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めに送付してください。

2 「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。

3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税が課されますのでご注意ください。

3 贈与税の申告書の種類

贈与税の申告書には、「第一表」、「第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」と「第二表（相続時精算課税の計算明細書）」があります。使用する贈与税の申告書については、次の表のとおりとなっています。

なお、申告書とともに提出することとされている添付書類について重複する書類がある場合には、重ねて提出する必要はありません。

申 告 の 内 容	使用する申告書
暦年課税のみを申告する人	第一表
相続時精算課税のみを申告する人	第一表と第二表
暦年課税と相続時精算課税の両方を申告する人	第一表と第二表
住宅取得等資金の非課税制度（55 ページ参照）と暦年課税を申告する人	第一表と第一表の二
住宅取得等資金の非課税制度（55 ページ参照）と相続時精算課税を申告する人	第一表、第一表の二と第二表

（注）1 第一表の二は、1 枚に記載できる贈与者は 2 人ですので、贈与者が 3 人以上の場合には複数枚を使用することになります。

2 第二表は、特定贈与者ごとに作成するため、特定贈与者が複数いる場合には、その人数分の枚数を使用することになります。

4 贈与税の納付

（1）原則

平成 23 年分の贈与税の納期限は、平成 24 年 3 月 15 日（木）です。

なお、納める贈与税額は、それぞれの課税方式（暦年課税・相続時精算課税）に区分して計算した額の合計額となります。

※ 納付が遅れた場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

平成 24 年 3 月 15 日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

・平成 24 年 3 月 16 日から同年 5 月 15 日まで

……年「7.3%」と「平成 23 年 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率＋4%」のいずれか低い割合（0.1%未満の端数切り捨て）

・平成 24 年 5 月 16 日以後

……年「14.6%」

イ 現金で納付する

現金に納付書（注）を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は受贈者の住所地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

（注）1 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。なお、申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納

税のお知らせはありません。

- 2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入もれがないよう、ご注意ください。

ロ インターネット等を利用して納付する（電子納税）

（イ）インターネットバンキング等を利用する場合

「e-Tax に納付情報を登録」※することで、お近くの金融機関のＡＴＭ（注）やインターネットバンキング（注）を利用して贈与税を納付できます。

（注）金融機関との間でペイジー対応のインターネットバンキング契約を締結しておく必要があります（ＡＴＭをご利用される場合は不要です。）。

（ロ）国税ダイレクト方式電子納税（ダイレクト納付）を利用する場合

事前に税務署に届出（注）をしておけば、「e-Tax に納付情報を登録」※することで、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して贈与税を納付できます。

（注）ダイレクト納付を利用するためには、e-Tax の利用開始のための手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで１か月程度かかります。

※ e-Tax への納付情報の登録は、贈与税の申告書作成コーナーでも行うことができます（13 ページ参照）。

（2）贈与税の延納

贈与税は、納期限までに金銭で納付するのが原則ですが、納期限までに金銭により一時に納付することが困難な事由がある場合で、一定の要件を満たしているときには、例外的な納付方法である延納が認められます。そのあらましは次のとおりです。

なお、延納の詳しい内容については、税務署（管理運営担当）に備え付けてあります「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

イ 延納の要件

次の表の要件の全てを満たす場合に、延納の許可が受けられます。

1	贈与税額が 10 万円を超えていること
2	納期限までに金銭で納付することを困難とする事由があり、その納付を困難とする金額の範囲内であること
3	納期限までに申請書及び担保提供関係書類を提出すること
4	延納税額（利子税を含みます。）に相当する担保を提供すること

（注）1 延納税額が 50 万円未満で、かつ、その延納期間が 3 年以内であるときには、担保を提供する必要はありません。

2 申請期限までに担保提供関係書類を提出できない場合は、税務署にご相談ください。

ロ 延納期間及び延納利子税

（イ）延納期間

贈与税の延納期間は、申請に基づき、その者の事業の継続又は生活の状況等を考慮し、5 年以内となります。

なお、延納年割額は、必ずしも各年均等である必要はありません。

（ロ）延納利子税

延納税額には年 6.6% の割合で利子税がかかります。

ただし、分納期間の開始の日の属する月の 2 月前の月の末日において日本銀行が定める基準割引率に 4% を加算した割合が、年 7.3% に満たない場合には、その分納期間においては次の算式により計算した割合（0.1% 未満の端数切り捨て）になります。

$$6.6\% \times \frac{(\text{分納期間の開始の日の属する月の 2 月前の月の末日において日本銀行が定める基準割引率}) + 4\%}{7.3\%}$$

（例）日本銀行が定める基準割引率が 0.3% である場合・・・年 3.8%

（注）日本銀行が定める基準割引率の変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

ハ 担保の種類等

(イ) 担保として適格な財産

延納の担保として提供できる財産の種類は、次の表に掲げる財産に限られます。

なお、この場合の担保は、贈与を受けた財産だけに限らず、自己の固有財産又は第三者が所有している財産であっても差し支えありません。

1	国債及び地方債
2	社債その他の有価証券で税務署長等が確実と認めるもの
3	土地
4	建物、立木等で保険に附したもの
5	鉄道財団等
6	税務署長等が確実と認める保証人の保証

(注) 上記の表の2の有価証券のうち、取引相場のない株式については、次のいずれかに該当する事由がある場合に限り、当該株式を延納の担保とすることができます。

- ① 贈与により取得した財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、当該株式以外に延納の担保として提供すべき適当な財産がないと認められること
- ② 取引相場のない株式以外に財産があるが、当該財産が他の債務の担保となっており、延納の担保として提供することが適当でないと認められること

(ロ) 担保として不適格な財産

担保となる財産は、その担保に係る国税を徴収できる金銭価値を有するものでなければならぬことから、一般的に次の表に掲げるようなものは担保として不適格とされます。

1	法令上担保権の設定又は処分が禁止されているもの
2	違法建築、土地の違法利用のため建物除去命令等がされているもの
3	所有権を争っている場合など、係争中のもの
4	売却できる見込みのないもの
5	共有財産の持分（共有者全員が持分全部を提供する場合を除く。）
6	担保に係る国税の附帯税を含む全額を担保としていないもの
7	担保の存続期間が延納期間より短いもの
8	第三者又は法定代理人等の同意が必要な場合に、その同意が得られないもの

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

5 贈与税の申告に誤りがある場合

(1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産があったり、評価の誤りなどがあつたため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税が課される場合がありますので、ご注意ください。



(2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記（1）とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多すぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。詳しくは税務署におたずねください。

6 参考

(1) 贈与税の課税財産

贈与税がかかる財産は、「イ 贈与を受けた財産」及び「ロ 贈与を受けたものとみなされる財産」です。

イ 贈与を受けた財産

贈与を受けた財産とは、「あげましょう」「もらいましょう」という当事者間の契約により取得した土地、家屋、立木、事業（農業）用財産、有価証券、家庭用財産、貴金属、宝石、書画・骨とう、預貯金、現金などの一切の財産です。

- (注) 1 親の土地や家屋を無償で子の名義に変更したり、夫の株式を無償で妻の名義に変更した場合など、無償で不動産や有価証券などの財産の名義を変更した場合には、原則として、新たに名義人となった人が、その財産を贈与によって取得したものとされます。
- 2 親が買い入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にした場合など、買い入れた不動産や有価証券などの財産の名義を他人名義にした場合には、原則として、その名義人となった人が、その取得資金を贈与によって取得したものとされます。
- 3 子や孫が、土地や家屋を取得するために親や祖父母から資金の援助を受けた場合には、その援助が贈与であるときはもちろん、その援助が貸借の形式をとっていても、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものであるときは、その資金を贈与によって取得したものとされます。
- 4 共働き夫婦が、土地や家屋を取得し、夫又は妻のどちらか一方の名義にした場合には、名義人となった人は、土地や家屋の取得に充てた資金のうち他の一方の人が負担した部分を、その人から贈与によって取得したものとされます。

ロ 贈与を受けたものとみなされる財産

贈与を受けた財産ではなくても、次の表に掲げる財産又は利益は、贈与によって取得したものとみなされます。

1	委託者以外の人を受益者とする信託が行われた場合の信託受益権
2	保険料を負担した人以外の人を受け取った保険金（相続税が課税される保険金は除かれます。）
3	掛金や保険料を負担した人以外の人定期金の給付を受けることとなった場合の定期金の受給権
4	著しく低い価額で財産を譲り受けたことによる利益
5	債務の免除、引受け等を受けたことによる利益
6	1 から 5 までに掲げる財産又は利益以外の経済的な利益

ハ 贈与税がかからない財産

贈与を受けた財産でも、次の表に掲げる財産には贈与税はかかりません。

1	法人から贈与を受けた財産（贈与税ではなく所得税がかかります。）
2	扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために贈与を受けた財産で通常必要と認められる範囲内のもの
3	宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う人で一定の要件に該当する人が、贈与を受けた財産で、その公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの
4	学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定する特定の公益信託から交付された金品で財務大臣の指定するもの
5	学生や生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定の公益信託から交付された金品
6	心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
7	国会議員、地方公共団体の議会の議員、都道府県知事及び市町村長の選挙の候補者が、選挙運動に関して贈与を受けた金品などで、選挙管理委員会に報告されたもの
8	相続又は遺贈によって財産を取得した人が、その相続のあった年にその被相続人から贈与を受けた財産で、特定贈与財産（8 ページ（注）参照）に該当しないもの（贈与税ではなく相続税がかかります。）
9	社交上の香典や贈答品などで常識的な範囲内のもの
10	特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の価額のうち 6,000 万円までの部分
11	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金銭

(注) 特定贈与財産とは、贈与時において被相続人との婚姻期間が20年以上であるその被相続人の配偶者（既に被相続人からの贈与について贈与税の配偶者控除の特例の適用を受けたことがない人に限りま
す。）が、その被相続人から贈与を受けた居住用不動産又は金銭のうち、贈与税の配偶者控除の特例の
適用があるものとした場合に、控除されることとなる金額（2,000万円が限度となります。）に相当す
る部分として、相続税の申告書において選択する部分をいいます。
なお、この特定贈与財産については、贈与税がかからない財産には含まれませんので、贈与税の申告を
しなければなりません。贈与税の配偶者控除の特例の要件については、30ページを参照してください。

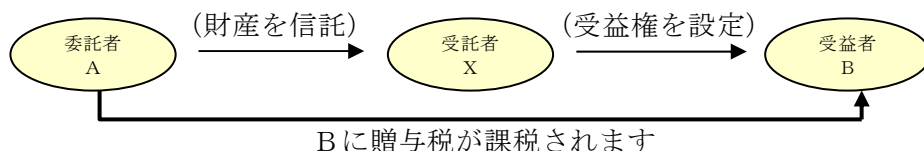
(2) 信託に関する権利等の贈与

新たに信託の設定を行った場合などで、適正な対価を負担することなく受益権等を取得した場
合には、贈与税の申告が必要となります。

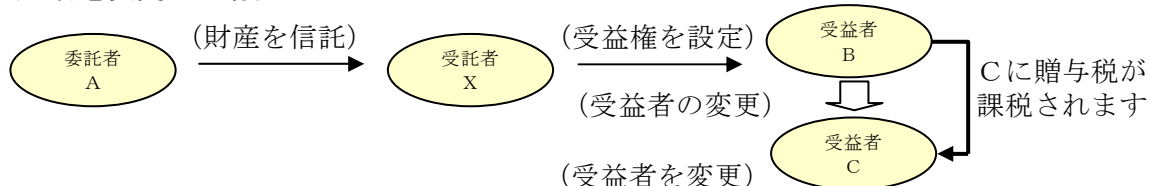
また、信託を設定する時点において受益者等の存しない信託で、将来、委託者の親族等が受益
者となる信託の設定を行った場合（例えば、信託を設定した時点ではまだ生まれていない孫等を受
益者として指定した場合）には、信託の受託者は、贈与税の申告が必要となります。

信託の設定等により贈与税の課税関係が生じるケース（例）

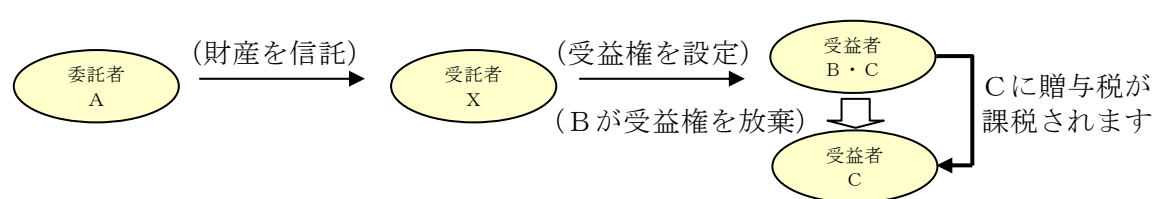
1 委託者と受益者が異なる場合



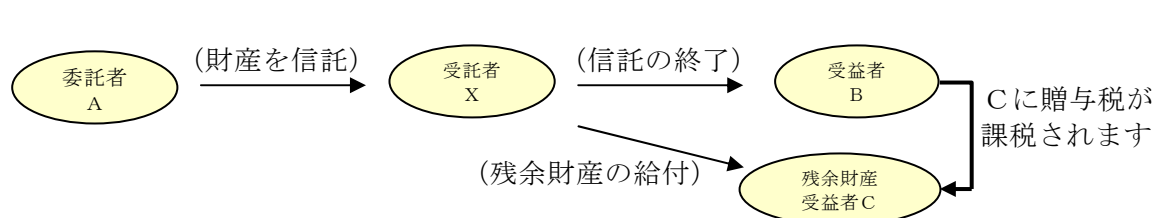
2 受益者を変更した場合



3 受益者の一部の人が権利を放棄した場合



4 信託が終了し残余財産が給付された場合



(3) 贈与財産の評価

贈与を受けた財産の価額は、贈与を受けた時の時価で評価します。

主な財産の評価のあらましは、次のとおりです。

詳しくは税務署におたずねください。

イ 土地

(イ) 宅地

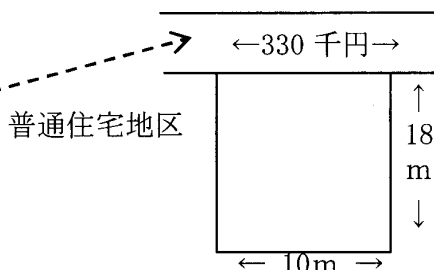
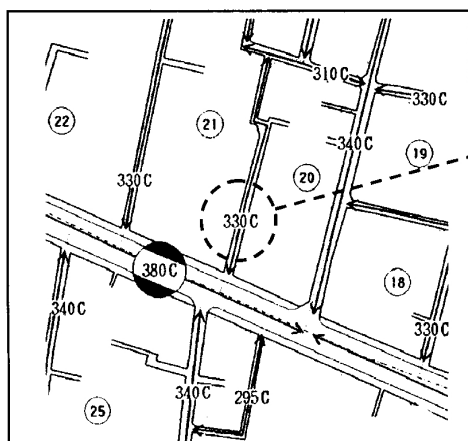
宅地の評価方式には、【路線価方式】と【倍率方式】という2つの方法があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。

宅地の価額は、路線価をその宅地の形状等に応じた各種補正率（奥行価格補正率、側方路線影響加算率など）で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。

路線価図（抜粋）



$$\begin{array}{ccccccc} \text{(路線価)} & \text{(奥行価格補正率)} & & \text{(面積)} & & \text{(評価額)} \\ 33 \text{ 万円} & \times 1.00 & \times & 180 \text{ m}^2 & = & 5,940 \text{ 万円} \end{array}$$

【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、その宅地の固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は地域によって異なります。）を掛けて計算します。

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1 純	13 純	22				
1.1 純	11 純	16 純	19 純	20		

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(固定資産税評価額)} & \text{(倍率)} & & \text{(評価額)} \\ 1,000 \text{ 万円} & \times 1.1 & = & 1,100 \text{ 万円} \end{array}$$

(注) 評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で閲覧することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。

(ロ) 借地権等

借地権等の評価については次のとおりです。

借 地 権	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額に借地権割合を掛けて計算します。
定期借地権	原則として、贈与の時ににおいて借地権者に帰属する経済的利益及びその存続期間を基として計算します。
貸 宅 地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借地権、定期借地権等の価額を差し引いて計算します。
貸家建付地	原則として、路線価方式又は倍率方式により評価した価額から、借家人の有する敷地に対する権利の価額を差し引いて計算します。

(ハ) 田畑又は山林

固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）に一定の倍率（倍率は「評価倍率表」で確認することができます。）を掛けて計算します。

ただし、市街地にある田畑又は山林については、原則として付近の宅地の価額に比準して計算します。

ロ 家屋

固定資産税評価額（都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。）により評価します。

ハ 森林の立木

樹種、樹齢別に定めている標準価額（標準価額は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】で確認することができます（財産評価基準書 路線価図・評価倍率表【www.rosenka.nta.go.jp】）。）を基として評価します。

二 事業用の機械、器具、農機具等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

ホ 上場株式

次の（イ）から（ニ）までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

（イ）贈与を受けた日の終値

（ロ）贈与を受けた月の終値の月平均額

（ハ）贈与を受けた月の前月の終値の月平均額

（ニ）贈与を受けた月の前々月の終値の月平均額

（注）上場株式を負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した場合には、その株式の価額は、取得日における最終価格（終値）によって評価します。

ヘ 取引相場のない株式、出資

その会社の規模の大小、株主の態様、資産の構成割合などに応じ次のような方式により評価します。具体的には「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（評価明細書の様式は国税庁ホームページから印刷することができます。）を用いて評価します。

（イ）類似業種比準方式

（ロ）純資産価額方式

（ハ）（イ）と（ロ）の併用方式

（ニ）配当還元方式

ト 家庭用財産・自動車

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。

チ 書画・骨とう等

類似品の売買価額や専門家の意見などを参考として評価します。



1 申告書の書きかた

(1) 国税庁ホームページを利用した贈与税の申告書作成のしかた

ご自宅のパソコンで 贈与税の申告書が作成できます!

贈与税の申告書作成コーナーで申告書を作成するには・・・

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの利用を開始するまでの画面の流れについて説明します。

STEP 1 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から「確定申告書等作成コーナー」をクリック

国税庁ホームページのトップ画面の「確定申告等作成コーナー」をクリックします。

▶ **確定申告書等作成コーナー**



※この画面は、平成23年10月現在のものです。

STEP 2 「確定申告書等作成コーナーへ」ボタンをクリック

「所得税(確定申告書等作成コーナー)」画面の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

STEP 3 「⇒申告書 作成開始」ボタンをクリック

「平成23年分の作成コーナー(トップ画面)」の「申告書作成開始」ボタンをクリックします。



※この画面は、実際の画面とは異なる場合があります。

STEP 4 「⇒書面での提出を選ぶ」ボタンをクリック



「税務署への提出方法の選択」画面の「書面での提出を選ぶ」ボタンをクリックします。
※ 贈与税の申告書等はe-Taxで送信することはできません。

画面の案内に従い、ご利用のパソコンの環境確認等行います。

STEP 5 「⇒贈与税の申告書を作成」ボタンをクリック

「申告書等作成選択・開始」画面の「贈与税の申告書を作成」ボタンをクリックします。

ここに注意！！

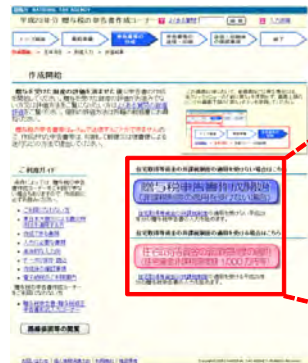
- ① 申告内容により、贈与税の申告書作成コーナーでは贈与税の申告書を作成することができない場合があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「ご利用になれない方」をご覧ください。
- ② 贈与を受けた財産の種類によっては、申告書の作成を開始する前に、その財産の評価等を行う必要があります。
詳しくは、「贈与税の申告書作成コーナー」の「入力に必要な書類」をご覧ください。
- ③ 完成した贈与税の申告書等は、郵送又は信書便により提出することができます。



具体的な申告書の入力はどうのように始めるの？

ここでは、22ページから54ページに記載の事例について、どのような流れで入力を開始するかを説明します。

1 作成開始 画面



住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない場合はこちら

贈与税申告書作成開始
(非課税制度の適用を受けない場合)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けない平成23年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合はこちら

住宅取得等資金の非課税制度の適用
(住宅資金非課税限度額 1,000万円等)

住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける平成23年分の贈与税申告書の入力を始めます。

1 選択

2 選択

2 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、1 選択後

画面の案内に従い入力



一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与のボタンをクリックしてください。

3 選択

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除のボタンをクリックしてください。

4 選択

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税のボタンをクリックしてください。

5 選択

3 ……【事例1・6・7】の入力はここから

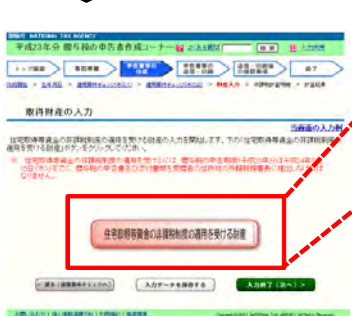
4 ……【事例3】の入力はここから

5 ……【事例2】の入力はここから

3 取得財産の入力 画面

上記「1 作成開始 画面」で、2 選択後

画面の案内に従い入力



住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産

6 選択

6 ……【事例4・5】の入力はここから

ここに注意！！

贈与を受けた財産について、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産とそれ以外の財産がある場合には、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける財産(2選択)から入力を始めてください。

贈与税の申告書作成コーナーではどんな書類が作成できるの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、次のような書類が作成されます。

- ① 申告書第一表
- ② 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
- ③ 申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）
- ④ 配偶者控除の特例チェックシート
- ⑤ 相続時精算課税選択届出書
- ⑥ 相続時精算課税（一般）チェックシート
- ⑦ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート
- ⑧ 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の提出書類チェックシート
- ⑨ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第一表）※
- ⑩ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第二表）※

※ 贈与税の申告書作成コーナー入力内容確認表（申告書第一表、同第二表）は、入力した財産が4件以上の場合に作成されます。

自動計算で
作成できるよ！

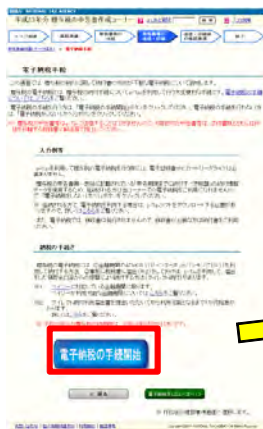


贈与税の申告書を作成した後、納税についてはどうするの？

贈与税の申告書作成コーナーでは、e-Taxを利用し、**電子納税の手続**を行うことができます。
ここでは、贈与税の申告書作成コーナーから電子納税をする場合の画面の流れについて説明します。

STEP 1

「電子納税手続」画面

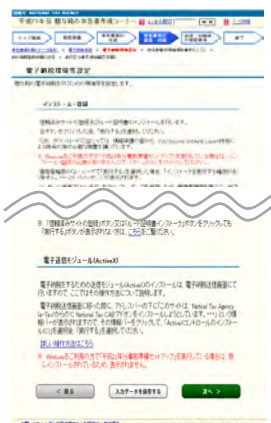


贈与税の電子納税についてのご利用案内や納税の手続が記載されています。
内容を確認して、「電子納税の手続開始」ボタンをクリックします。

電子納税の手続開始

STEP 2

「電子納税環境等設定」画面



電子納税を行うための環境等を設定します。
※ Windowsをご利用の場合、「平成23年分事前準備セットアップ」を実行している方は、既に設定されています。



・パソコンの推奨環境
確認
・登録やインストール

STEP3

「送信準備(利用者識別番号等の入力)」画面

利用者識別番号(16桁)を取得するため、「開始届出書の提出」ボタンをクリックし、開始届出書を作成します。
 ※ 既に利用者識別番号を取得されている方は、改めて取得する必要はありません。
 ※ 税理士の方、又は法人の方はこちらから利用者識別番号を取得することはできません。

開始届出書の提出

STEP4

「納付情報データ(納付情報登録依頼)の送信」画面

納付情報データ(納付情報登録依頼)を送信し、納付区分番号を取得します。
 ※ ダイレクト納付やインターネットバンキングをご利用の場合、作成後の確認事項画面から納付することが可能です。

送信



STEP5

「納付区分番号通知確認(印刷)」画面

金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する場合に必要な情報を「印刷画面の表示」ボタンをクリックして印刷します。



贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときはどうするの？

ここでは、贈与税の申告書作成コーナーの入力で困ったときに、入力の補助をしてくれる機能について説明します。

【作成開始前】

- 作成できる書類
- 入力に必要な書類
- 具体的な入力例
- データの保存・読み込み
- 作成後の確認事項
- 電子納税のご利用案内

操作に関する具体的な入力例がパターン別に掲載されているので、作成開始前にチェック！

【入力途中】

よくある質問・・・用語などが分からない場合には、単語を入力して「検索」ボタンをクリック！
 当画面の入力例・・・表示されている画面の入力例が掲載されているので、入力途中でチェック！

(2) 贈与税の申告書第一表の書きかた

贈与税の申告をする全ての人が使用する表です。

税務署長 殿		平成 年 月 日提出		平成 年 分贈与税の申告書		F D 4 7 2 3	
提出用 税務署 受付印	住所	(電話 - -)		税務署整理欄 (記入しないでください。)			
	フリガナ	※フリガナは、必ず記入してください。		整理番号			
	氏名			申告書提出年月日			
	生年月日	年 月 日		災害等延長期限			
	職業			出国年月日			
				死亡年月日			
				財産	事案		
				細目	処理		
				コード	訂正		
				関与区分	修正		
				(単位は円)			
I 暦 年 課 税	贈与者の住所・氏名 (フリガナ)		取得した財産の明細		財産を取得した年月日		
	申告者との続柄・生年月日		種別 細目 利用区分・管轄等 数量 単価		財産の価額		
	住所		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	フリガナ		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	氏名		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	生年月日		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	住所		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	フリガナ		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	氏名		所在地 場所等		平成 年 月 日		
	生年月日		所在地 場所等		平成 年 月 日		
財産の価額の合計額 (課税価格)				①			
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、 ☐ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。)				②			
基礎控除額				③			
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】				④			
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)				⑤			
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)				⑥			
差引税額 (⑤-⑥)				⑦			
相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)							
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額)				⑧		
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑮の金額の合計額)				⑨		
III 合 計	課税価格の合計額 (①+⑧)				⑩		
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】				⑪		
	農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額)				⑫		
	株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額)				⑬		
	申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬)				⑭		
この申告書が修正申告書である場合		差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪)				⑮	
		申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭)				⑯	
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号							
☐ 税理士法第30条の書面提出有							
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有							
通信日付印							
確認者							

(資5-10-1-1-A4統一) (平23.10)

記号	欄	書きかた
㉑	「__税務署長」	住所地を所轄する税務署名を記入します。
	「__年__月__日提出」	申告書の提出年月日を記入します。
	「平成□□年分」	□□の中に「23」と記入します。
㉒	「住所」	住所、住所地の郵便番号及び電話番号を記入します。
	「氏名」及び「フリガナ」	申告をする人の氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 41 年 4 月 10 日生まれの場合】 3 4 1 年 0 4 月 1 0 日
	「職業」	申告をする人の職業を記入します。
㉓	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・ 昭 ・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㉔	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、21 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㉕	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。

(3) 贈与税の申告書第一表の二の書きかた

住宅取得等資金の非課税制度（55 ページ参照）の適用を受ける人が使用する表です。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		A	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、 ☐ B の印を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ		平成 年 月 日	
氏 名			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		26	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ		平成 年 月 日	
氏 名			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		27	
非課税の計算	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	28	
非課税限度額	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2)	29	
贈与者の非課税の適用	26のうち非課税の適用を受ける金額	30	
贈与者の非課税の適用	27のうち非課税の適用を受ける金額	31	
贈与者の非課税の適用	非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (29の金額を限度とします。)	32	
贈与者の非課税の適用	26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	33	
贈与者の非課税の適用	27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	34	
33又は34に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、33又は34の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	H	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。
また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署整理欄	整理番号		名簿		確認	
----------	------	----------------------	----	----------------------	----	----------------------

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

第一表の二(平成23年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた
㊦	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください」	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「生年月日」	元号に対応する文字を○で囲み記入します。 【例：昭和 17 年 4 月 27 日生まれの場合】 明・大・㊦・平 17 年 4 月 27 日
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
㊩	「住宅取得等資金を取得した年月日」及び「住宅取得等資金の金額」	贈与により住宅取得等資金を取得した年月日及びその金額を記入します。
㊪	「非課税限度額」	初めて住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は「1,000 万円」が、平成 22 年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けた人は「1,500 万円－㊫」が、非課税限度額となります。
㊬	「㊭のうち非課税の適用を受ける金額」及び「㊮のうち非課税の適用を受ける金額」	㊫の非課税限度額を超えないように住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額を記入します。 なお、住宅取得等資金の非課税制度に係る贈与者が 2 人以上いる場合には、各贈与者からの贈与について非課税制度の適用を受ける金額の合計額が㊫の非課税限度額を超えないように各贈与者ごとの住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額を記入します。
	「非課税の適用を受ける金額の合計額」	住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける金額の合計額を記入します（㊫の非課税限度額を超えることはありません。）。
㊭	「㊭のうち課税価格に算入される金額」及び「㊮のうち課税価格に算入される金額」	㊫の金額から㊬の金額を控除した金額又は㊮の金額から㊭の金額を控除した金額を記入します。 なお、それらの控除した金額に残額がある場合には、その金額を住宅取得等資金に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）に転記します。この場合には、申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記入は、贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。
㊮	「所得税の確定申告書を提出した年月日」及び「提出した税務署」	平成 23 年分の所得税の確定申告書を提出した人は、所得税の確定申告書を提出した年月日及び税務署名を記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。

(4) 贈与税の申告書第二表の書きかた

相続時精算課税の適用を受ける人が使用する表です。

平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) FD 4 7 3 2										
受贈者の氏名										
次の特例の適用を受ける場合には、 ☐ の中にレ印を記入してください。 ☐ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。 (単位は円)										
提出用 相続時精算課税分	特定贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日		左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日			
			種類	細目	利用区分・続柄等	数量	単価	財産の価額		
	住所		所在地	場所	固定資産税評価額	倍数	円	平成 年 月 日		
	フリガナ 氏名						円	平成 年 月 日		
	続柄						円	平成 年 月 日		
	生 年 月 日						円	平成 年 月 日		
	年 月 日						円	平成 年 月 日		
	↑ 明治 、大正 、昭和 、平成						円	平成 年 月 日		
	財産の価額の合計額 (課税価格)							17		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)							18		
特別控除額の残額 (2,500万円 - 18)							19			
特別控除額 (17の金額と19の金額のいずれか低い金額)							20			
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - 19 - 20)							21			
20の控除後の課税価格 (17 - 20) 【1,000円未満切捨て】							22			
22に対する税額 (22 × 20%)							23			
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)							24			
差引税額 (23 - 24)							25			
上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況		申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)						
		署	平成 年分	G						
		署	平成 年分							
		署	平成 年分							
署		平成 年分								

↑ (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄	整理番号		名簿		届出番号	-
	財産細目コード		確認			

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平23.10)

第二表 (平成22年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

記号	欄	書きかた
㊦	「平成□□年分」	□□の中に「23」と記入します。
	「受贈者の氏名」	申告をする人の氏名を記入します。
㊧	「次の特例の適用を受ける場合は、□の中にレ印を記入してください」	相続時精算課税選択の特例（59 ページ参照）の適用を受ける人は、□にレ印を記入してください。
㊨	「住所」、「氏名」及び「フリガナ」	贈与者の住所、氏名及びフリガナを記入します。
	「続柄」	申告をする人からみた贈与者の続柄を記入します。
	「生年月日」	明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」と記入します。 【例：昭和 41 年 4 月 10 日生まれの場合】 3 4 1 年 0 4 月 1 0 日
㊩	「種類」、「細目」及び「利用区分・銘柄等」	贈与を受けた財産について、21 ページの表により、各財産の種類と細目を記入し、その財産の種類と細目に応じた利用区分や銘柄等を記入します。
	「所在場所等」	各財産の所在場所等を記入します。この場合、次に掲げる財産については、それぞれ次の事柄を記入します。 イ 売掛金・・・相手方の住所、氏名又は名称 ロ 船舶・自動車・・・登録機関の名称と登録番号 ハ 有価証券・・・発行法人の所在地と名称 なお、公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称 ニ 預貯金等・・・預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称 ホ 生命保険金・・・支払保険会社の所在地と名称 ヘ その他の債権・・・債務者の住所又は所在地、氏名又は名称
	「数量」	面積、株数などを記入します。
	「単価」	1 平方メートル当たり、1 株当たりなどその財産の単位当たりの価額を記入します（固定資産税評価額を基として評価する土地と家屋については記入を要しません。）。
	「固定資産税評価額」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋の固定資産税評価額を記入します。
	「倍数」	固定資産税評価額を基として評価する土地及び家屋について、固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。
	「財産を取得した年月日」	贈与を受けた年月日を記入します。
㊪	「財産の価額」	贈与を受けた財産の価額を記入します。
	「過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額」	過去の年分の申告で、控除した特別控除額の合計額を記入します。なお、過去の年分の申告で控除した住宅資金特別控除額（最高 1,000 万円）は、特別控除額に含まれませんのでご注意ください。
㊫	「受贈者の住所及び氏名」	過去に提出した「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と、過去に提出した贈与税の申告書に記載した住所・氏名が異なっている場合には、その年分の住所・氏名を記入します。

※ 申告書の提出に当たっては、上記各項目に記入もれがないかどうか再度ご確認の上、提出してください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署におたずねください。

(5) 取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の書きかた

種 類	細 目			利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 （土地の上に 存する権利を 含みます。）	田			自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑			
	宅地			自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権の別
	山林			普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地			原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家屋（構造及び用途）、構築物			家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事 業(農 業) 用財産	機械、器具、農機具その他の減価償却資産			機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等			商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「財産の価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金			
	その他の財産			電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	株式、 出資	上場株式等		その銘柄
		取引相場 のない株 式、出資	配当還元 方式によ ったもの	
			その他の 方式によ ったもの	
		公債、社債		
	証券投資信託、貸付信託の受益証券			
	現金、預貯金等			
家庭用財産				その名称と銘柄
その他の財産 （利益）	生命保険金等			
	立木			その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	その他			1 事業に関係ない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権については、その加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合など贈与によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

（参考）「取引相場のない株式、出資」の「細目」欄への記載については、例えば、「株式 配当還元方式」や「出資 その他の方式」と記載していただいて差し支えありません。

事例 1

私は、父から現金 100 万円、祖父から上場株式 5,000 株の贈与を受けました。
暦年課税により申告します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

相続時精算課税に
係る贈与財産がない場合には
記入する必要はありません。

【事例 2】相続時精算課税を適用する場合

私は、父から宅地の贈与を受けました。

平成 23 年 1 月 1 日において、父は 65 歳以上、私は 20 歳以上ですので、相続時精算課税を選択して申告します。

提出用

贈与税
申告書
受付印

町田 田
税務署長 殿
平成24年2月17日提出

平成23年分贈与税の申告書

FD4723

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)
住所 町田市〇〇△丁目×番×号
フリガナ 東京花子
氏名 東京 花子
生年月日 343年01月05日 職業 会社員

税務署整理欄 (記入しないでください)
整理番号 名簿
申告書提出年月日 財産 事案
災害等延長期限 細目 処理
出国年月日 コード 訂正
死亡年月日 関与区分 修正

贈与者の住所・氏名 (フリガナ)
申告者との続柄・生年月日

取得した財産の明細
種類 細目 利用区分・取得等 数量 単価 価額
所在地等 固定資産税評価額

財産を取得した年月日
財産の価額

住所 平成 年 月 日
フリガナ 続柄
氏名
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
住所 平成 年 月 日
フリガナ 続柄
氏名
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
住所 平成 年 月 日
フリガナ 続柄
氏名
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ①
配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。) (最高2,000万円) ②
基礎控除額 ③
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥
差引税額 (⑤-⑥) ⑦

相続時精算課税分 (「贈与税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑧
特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額) ⑨

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨) 【100円未満切捨て】 ⑪
農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫
株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額) ⑬
申告期限までに納付すべき税額 (⑪-⑫-⑬) ⑭
この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑮
申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑭) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号
⑰
⑱ 税理士法第30条の書面提出有
⑲ 税理士法第33条の2の書面提出有
通信日付印
確認者 ⑳

第一表 (平成22年分以降用)
(住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表のと、相続時精算課税の申告は申告書第一表と)

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

転記します。

転記します。

-

「相続時精算課税選択の特例」
(59 ページ参照)
の適用を受けない場合には記入する必要はありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

事例 2

第二表（平成22年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

▲ 注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

- 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

[illegible]

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (平23.10)

(平成21年分以降用)



相続時精算課税選択届出書

平成24年2月17日	住所又は居所	〒XXX-XXXX電話(XXX-XXXX-XXXX)
町田 税務署長 殿	フリガナ	町田市00△丁目×番×号
	氏名	トウ 翔 けいこ
	(生年月日)	東京 花子
	特定贈与者との続柄	(大・中・平 43年1月5日)
		長女

私は、下記の特定贈与者から平成23年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	町田市00△丁目×番△号
フリガナ	トウ 翔 けいこ
氏名	東京 一郎
生年月日	明・大・中・平 12年11月26日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号
-------	-----	------

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿		確認
---	--------	------	---	----	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と「相続時精算課税選択届出書」を一緒に提出してください。

「23」と記入してください。

平成23年中に特定贈与者の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 23 年分 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して相続時精算課税を選択することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として相続時精算課税を選択することができます。

該当する回答を○で囲んでください

1	贈与者は昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ

(注) 住宅取得等のための金銭の贈与を受けた人で、その贈与者が昭和 21 年 1 月 3 日以後に生まれた人の場合には、「平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート」(37 ページ参照) を使用してください。

《事例 2 の添付書類》

相続時精算課税（59 ページの「相続時精算課税選択の特例」を含みます。）の適用を新たに受ける場合（27 ページの（注）3 参照）には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付しなければなりません。

次の表の 1 から 4 までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。）
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。） (注) 1 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、「贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。 2 上記 3 の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が 65 歳に達した時以後（「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合を除きます。）又は平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4 の書類を提出する必要はありません。

(注) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合の提出書類については、税務署におたずねください。

《適用要件》

1 適用対象者等

贈与者	贈与をした年の 1 月 1 日において 65 歳以上（昭和 21 年 1 月 2 日以前に生まれた人）で、かつ、贈与をした時において受贈者の親であること。
受贈者	贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上（平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人）で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人であること。

(注) 1 上記の推定相続人が亡くなっている場合には 20 歳以上である孫を含みます。
2 その贈与者の養子となるなどの事由により、贈与を受けた年の途中でその贈与者の推定相続人となった場合には、推定相続人となった時より前にその贈与者から贈与を受けた財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

2 適用手続

相続時精算課税の適用を受けようとする人は、**贈与税の申告書の提出期間内**（4 ページ参照）に「**相続時精算課税選択届出書**」（70 ページ参照）（(注) 2 及び 3 参照）を「**贈与税の申告書第一表**」、「**贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）**」及び「**添付書類**」（26 ページ参照）とともに**受贈者の住所地の所轄税務署長**に提出しなければなりません。

なお、贈与税の申告書の提出期間内に上記の申告書、届出書及び添付書類の提出がないときは、**暦年課税**が適用されます（(注) 2 に該当する人を除きます。）。

- (注) 1 上記により、相続時精算課税選択届出書を提出した人を「**相続時精算課税適用者**」、その届出書に係る贈与者を「**特定贈与者**」といいます。
- 2 上記の届出書は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません（26 ページの「添付書類」に掲げる書類も同様です。）。
- 3 平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている人であっても、その適用に係る贈与者以外の人から贈与を受けた財産について、相続時精算課税の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書の提出期間内に、新たに届出書等を提出する必要があります。
- 4 上記の手続は、住宅用家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例のひとつである 59 ページの「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合にも必要となります。
- 5 相続時精算課税の適用を受けようとしていた人が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡した場合や、財産の贈与を受けた年にその贈与に係る贈与者が死亡した場合などは、この「贈与税の申告のしかた」の説明と異なる点がありますので、詳しくは税務署におたずねください。

Q & A 不動産取得税はかかりますか。

問： 相続時精算課税に係る贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下であっても、不動産取得税（地方税）はかかるのでしょうか。

答： 贈与により取得した不動産の価額が相続時精算課税の特別控除額以下でも、不動産取得税（地方税）はかかります。詳しくは都道府県税事務所におたずねください。

Q & A 相続時精算課税選択届出書の作成

問： 私は父と母から財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択しようと考えています。その場合、相続時精算課税選択届出書は、父母それぞれに作成しなければならないのでしょうか。

答： 父母それぞれに作成する必要があります。
相続時精算課税選択届出書は、贈与をした者ごとに作成しなければなりません。
なお、具体的な計算例については、28 ページをご覧ください。

(設例 1) 同一年中に特定贈与者 2 人から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 2,500 万円の財産の贈与を受け、それぞれから贈与を受けた財産について相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税 率	贈与税額
3,000 万円	− 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額			
2,500 万円	− 2,500 万円	= 0 万円	(贈与税額は、算出されない。)	・・・②

(納付すべき税額)

① + ② = 100 万円

(設例 2) 同一年中に特定贈与者及び特定贈与者以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合

私は、平成 23 年中に、父から 3,000 万円、母から 200 万円の財産の贈与を受け、父から贈与を受けた財産についてのみ相続時精算課税を選択して申告します。

(父から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	特別控除額		税 率	贈与税額
3,000 万円	− 2,500 万円	= 500 万円	500 万円 × 20%	= 100 万円・・・①

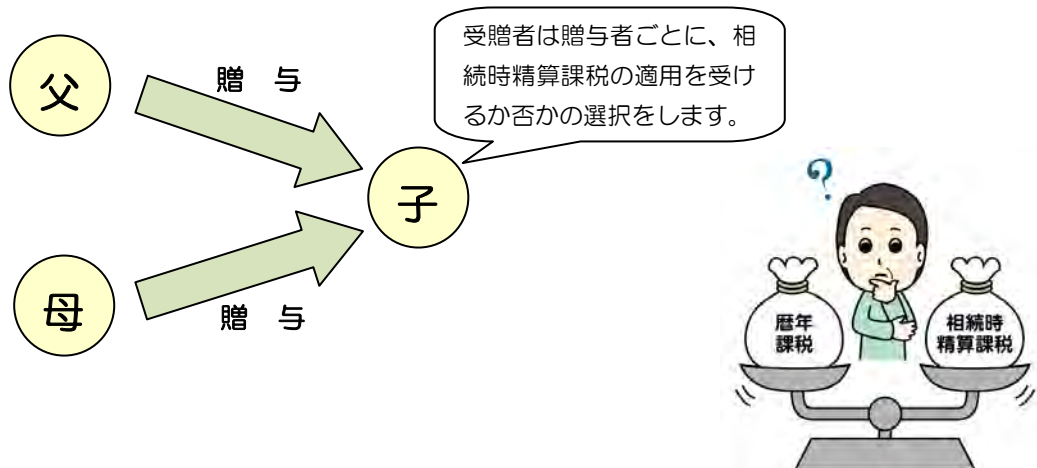
(母から贈与を受けた財産に係る贈与税額の計算)

課税価格	基礎控除額		(※) 税 率	贈与税額
200 万円	− 110 万円	= 90 万円	90 万円 × 10%	= 9 万円・・・・・・・・②

(※) 適用する税率は、1 ページの「贈与税の速算表」をご覧ください。

(納付すべき税額)

① + ② = 109 万円



【事例3】贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。

贈与税の配偶者控除の特例を適用し申告します。

札幌市 税務署長 殿 平成23年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

提出用 平成24年2月14日提出

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXXX-XXXX)

住所 札幌市西区〇〇条△△丁目×番×号

フリガナ ※フリガナは、必ず記入してください。 オソヤマ キョウコ

氏名 乙山 京子

生年月日 320年07月26日 職業 無職

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 出年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成22年分以降用) (住宅取得等資金の贈与税の申告は申告書第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 申告者との続柄・生年月日

住所 札幌市西区〇〇条△△丁目×番×号 土地 宅地 自用地 取得した財産の明細 数量 単価 価額 平成23年08月18日

フリガナ オソヤマ イチロウ 続柄 夫 札幌市西区〇〇条△△丁目×番 平成23年08月18日

氏名 乙山 一郎 家屋 (木造) 自家用家屋 124.21 m² 平成23年08月18日

生年月日 明・大・昭・平 19年7月1日 家屋 (木造) 自家用家屋 124.21 m² 平成23年08月18日

住所 札幌市西区〇〇条△△丁目×番 145,600 1.0 平成23年08月18日

フリガナ 続柄 平成 年 月 日

氏名 平成 年 月 日

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 平成 年 月 日

財産の価額の合計額 (課税価格) ① 23020600

配偶者控除額 (右の事項に該当する場合には、... 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けました。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 23,020,600 円) ② 20000000

基礎控除額 ③ 11000000

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】 ④ 11920000

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤ 192000

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦ 192000

相続時精算課税分 (「暦年課税」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 ⑧

第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑪の金額の合計額

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 ⑨

第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑫の金額の合計額

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩ 23020600

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) 【100円未満切捨て】 ⑪ 192000

農地等納税額予税額 (「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫

株式等納税額予税額 (「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の2の②の金額) ⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬) ⑭ 192000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑫) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者 印

(資5-10-1-1-A4統一) (平23.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額を記入します (左の合計額を記入しますが、2,000万円を超える場合には2,000万円と記入します。)

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 23 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに〇がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を〇で囲んでください

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い いいえ	
4	【3 で「はい」と回答した方のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 24 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 24 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

事例 3

《事例 3 の添付書類》

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、この特例の適用により控除を受ける金額（配偶者控除額）その他必要な事項を記載するとともに、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りします。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限りします。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限りします。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。

《特例の概要》

婚姻期間が 20 年以上である配偶者から、①居住用不動産（信託財産が居住用不動産である場合の信託に関する一定の権利を含みます。）の贈与を受けた場合又は②金銭の贈与を受けその金銭で居住用不動産を取得した場合（贈与を受けた金銭を信託し、その信託の受託者が信託財産として居住用不動産を取得した場合の信託に関する一定の権利を含みます。）で、①及び②の場合とも、それぞれの贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までにその居住用不動産を受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときは、基礎控除額（110 万円）のほかに、贈与された居住用不動産の価額と贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額との合計額から 2,000 万円（その合計額が 2,000 万円に満たないときにはその合計額）を控除することができます。

（注）1 「居住用不動産」とは、専ら居住の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいいます。

2 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用に供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみについて配偶者控除の特例が適用されます。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印

受贈者の氏名 丙野 二郎

次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 ☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所 所沢市△△××丁目×番×号	所沢市△△××丁目 ×番×号	平成23年09月26日	12000000
フリガナ ハイ / 90ウ	続柄 祖父	平成 年 月 日	
氏名 丙野 太郎			
生年月日 明・大・昭・平 9 年 5 月 20 日			
住宅取得等資金の合計額		26	12000000
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		平成 年 月 日	
フリガナ	続柄	平成 年 月 日	
氏名			
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額		27	
非課税の計算	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	28	
非課税限度額	1,000万円 (又は1,500万円-28) (注2)	29	10000000
26のうち非課税の適用を受ける金額		30	10000000
27のうち非課税の適用を受ける金額		31	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (30+31) (29の金額を限度とします。)		32	10000000
26のうち課税価格に算入される金額 (26-30) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)		33	20000000
27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)		34	

②又は③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、②又は③の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

事例4

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	24・2・20	提出した税務署	所沢 税務署
-------------------	---------	---------	--------

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。
 また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署受理欄 整理番号		名簿		確認	
---------------	--	----	--	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

【事例 5】住宅取得等資金の非課税制度を適用し相続時精算課税を選択する場合

私は、自分の住宅用家屋を新築するために、父から現金 3,500 万円の贈与を受けました。

家屋は平成 23 年中に完成し、居住を始めています。

この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税制度（注）を適用するとともに、相続時精算課税を選択します。父は 65 歳未満であるため、相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、55・59 ページを参照してください。

提出用 税務署 平成 24 年 2 月 24 日提出 平成 23 年分贈与税の申告書 FD 4 7 2 3

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号	名簿	財産	事案
申告書提出年月日	財産	細目	処理
災害等延長期限	コード	訂正	
出国年月日	関与区分	修正	
死亡年月日			

（単位は円）

第一表（平成 22 年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一併提出してください。）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）
申告者との続柄・生年月日

住所	種類	細目	利用区分・数	単価	財産を取得した年月日	財産の価額	
住所	所在	場所	等	固定資産税評価額	倍	数	円
住所	平成 年 月 日	円					
住所	平成 年 月 日	円					
住所	平成 年 月 日	円					

財産の価額の合計額（課税価格） ①

配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、.....□ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）
（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額） ②

基礎控除額 ③

②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】 ④

④に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤－⑥） ⑦

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑦の金額の合計額） ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑨の金額の合計額） ⑨

課税価格の合計額（①＋⑧） ⑩

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】 ⑪

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑫

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の③の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の②の②の金額） ⑬

申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬） ⑭

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑪） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭－第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑫） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ⑰

税理士法第30条の書面提出有 ☐ 通信日付印

税理士法第33条の2の書面提出有 ☐ 確認者 ⑱

（資 5-10-1-1-A 4 統一）（平 23.10）

暦年課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

申告書第二表の⑪（35 ページ参照）から転記します。

申告書第二表の⑮（35 ページ参照）から転記します。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名		名古屋 一郎	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所 名古屋市中緑区〇〇XX丁目△番△号	名古屋市中緑区〇〇 XX丁目△番△号	住宅取得等資金の金額 平成23年09月16日 0350000000	
フリガナ ナゴヤ タロウ	続柄 父	平成 年 月 日	
氏名 名古屋 太郎			
生年月日 明・大・昭・平 23年12月12日			
住宅取得等資金の合計額		(26) 0350000000	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ	続柄	平成 年 月 日	
氏名			
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額		(27) 0000000000	
非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円-28)) (注2)		(28) 0000000000	
26のうち非課税の適用を受ける金額		(29) 0000000000	
27のうち非課税の適用を受ける金額		(30) 0000000000	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (29+30) (29の金額を限度とします。)		(31) 0000000000	
26のうち課税価格に算入される金額 (26-31) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)		(32) 0000000000	
27のうち課税価格に算入される金額 (27-31) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を 転記します。)		(33) 0250000000	
※又は③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との 続柄・生年月日」欄の記載は、③又は④の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

記入もれが多い箇所です
ので注意
してください。

事例5

申告書第二
表の財産の
価額(35ペ
ージ参照)に転
記します。

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日 24・2・24 提出した税務署 豊田 税務署

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人に「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円-28」となります。
また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※ 税務署整理欄 整理番号 00000000 名簿 00000000 確認

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平23.10)

- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。
- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。
- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額
- ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

(平成21年分以降用)



相続時精算課税選択届出書

平成24年2月24日

熱田 税務署長 殿

住所 又は 居所	〒×××-×××× 電話(×××-×××-××××)
フリガナ	ナゴヤ 14 町
氏名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 50 年 5 月 22 日)
特定贈与者との続柄	長男

私は、下記の特定贈与者から平成23年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	名古屋市緑区00××丁目△番△号
フリガナ	ナゴヤ 7 町
氏名	名古屋 太郎
生年月日	明・大・昭・平 23 年 12 月 12 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
 - ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※ 税務署整理欄	届出番号	—	名簿		確認
----------	------	---	----	--	----

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一) (平23.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と二つに提出してください。

「23」と記入してください。

平成23年中に特定贈与者の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

平成 23 年分「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート

このチェックシートは、平成 23 年中に贈与を受けた財産に対して、「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。適用を受けようとする特例の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてその特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

○「住宅取得等資金の非課税制度」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたの、平成 23 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ

○「相続時精算課税選択の特例」に関する事項

3	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
---	---	-----	-----

○「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の共通事項

4	あなたは、平成 3 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
5	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 b 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。	は い	いいえ
6	既に住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住していますか。又は、平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なく居住する見込みですか。(57 ページのロ(注)参照)	は い	いいえ
7	平成 24 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、贈与を受けた資金の全額をその対価又は工事の費用に充てましたか。(56 ページのイ(注)1 参照)	は い	いいえ
8	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (注) 増改築等の場合は、増改築後の住宅用の家屋の床面積をいいます。	は い	いいえ
9	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあるものですか。	は い	いいえ
10	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）を新築若しくは取得又は増改築等をしたものですか。(56 ページのイ(注)1 参照)	いいえ	は い

○ 住宅用家屋の取得のための金銭の贈与を受けた人は「11」について、増改築等のための金銭の贈与を受けた人は「12」から「14」について記入してください。

11	取得した住宅用家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類」の【新築又は取得の場合】の A の表の 3 に掲げる「耐震基準適合証明書」又は「住宅性能評価書の写し」により証明されたもの	は い	いいえ
12	増改築等の工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 40 ページの「添付書類」の【増改築等の場合】の A の表の 2 に掲げる「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものですか。	は い	いいえ
13	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上のものですか。	は い	いいえ
14	【増改築等の部分に居住の用以外の用に供される部分がある人のみ記入してください。】 増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供される部分の工事に充てられていますか。	は い	いいえ

<<事例 4 及び事例 5 の添付書類>>

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合の特例には、「住宅取得等資金の非課税制度」（55 ページ参照）と、「相続時精算課税選択の特例」（59 ページ参照）があります。

ここでは、「住宅取得等資金の非課税制度」又は、「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合の添付書類について説明します。

1 「住宅取得等資金の非課税制度」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3 の表に掲げる書類が必要となります。

添 付 書 類	
1	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）
2	受贈者の戸籍の謄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類 （所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入してください。記入した場合には、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）

2 「相続時精算課税選択の特例」を適用する場合

次の表に掲げる書類とともに、3 の表に掲げる書類が必要となります。

添 付 書 類	
1	相続時精算課税選択届出書（70 ページ参照）
2	26 ページの添付書類の表に掲げる書類
3	住宅取得等のための金銭の贈与を受けた日の属する年分のその贈与者に係る贈与税の額の計算に関する明細書（「申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」に必要事項を記入してください。）

3 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」に共通して必要な書類

上記 1 又は 2 に掲げる書類のほか、次の表の該当する欄に掲げる書類が必要となります。

【新築又は取得の場合】

新 築 又 は 取 得 の 状 況	必要な添付書類
A 住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人	39 ページ A の表の書類
B 住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人	39 ページ B の表の書類
C 住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人	39 ページ C の表の書類

【増改築等の場合】

増 改 築 の 状 況	必要な添付書類
A 住宅用の家屋の増改築等をして居住した人	40 ページ A の表の書類
B 住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人	40 ページ B の表の書類
C 住宅用の家屋の増改築等が完了していない人	41 ページ C の表の書類

【新築又は取得の場合】

A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をして居住した人

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から住宅用家屋（その敷地の用に供されている土地等）を取得する場合は、その土地等を含みます。）の新築又は取得をしたことを明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書等で明らかになる場合は、登記事項証明書等で差し支えありません。
2	新築又は取得をした住宅用家屋に関する 登記事項証明書 （取得した住宅用家屋が建築後使用されたことのある家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、これを明らかにする書類も必要です。） （注） 贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。
3	取得した家屋が 57 ページの口の A の表の 2 の③のみに該当する場合には、次に掲げるいずれかの書類 ① 耐震基準適合証明書 （注） その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限り ます。 ② 住宅性能評価書の写し （注） その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防 止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限り ます。
4	受贈者の住民票の写し （新築又は取得した住宅用家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限り ます。）

B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが、居住していない人

⇒上記の A の表の 1 から 3 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく住民票の写しを提出してください。

C 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了していない人（57 ページの（注）に該当する場合に限り
ます。）

⇒上記の A の表の 1 の書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	住宅用家屋の新築の工事の請負契約書その他の書類でその家屋が住宅用家屋に該当することを明らかにするもの又はその写し
2	住宅用家屋の新築工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	住宅用家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときは遅滞なくその家屋に関する登記事項証明書及び住民票の写し（その家屋に居住した日以後に作成されたものに限り ます。）を所轄税務署長に提出することを約する書類で、居住の用に供する予定時期の記載のあるもの （注） 住宅用家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく登記事項証明書及び住民票の写しを提出してください。 なお、贈与を受けた住宅取得等のための金銭によりその住宅用家屋の敷地の用に供されている土地等を取得するときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。

【増改築等の場合】

A 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等をして居住した人

⇒次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	自己の配偶者、親族など特別の関係がある人以外の人から増改築等（増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたことを明らかにする書類
2	居住の用に供している家屋の増改築等に係る工事が、次に掲げるいずれかの工事に該当するものであることを証する書類 ① その工事が増築、改築、建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕又は同条第 15 号に規定する大規模の模様替である場合には、建築主事から交付を受けた建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認済証の写し、建築主事等から交付を受けた建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し又は建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 ② その工事が区分所有建物について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 i その区分所有する部分の主要構造部である床及び最下階の床の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替 ii その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限ります。） iii その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限ります。） ③ その工事が家屋（区分所有建物については受贈者が区分所有する部分に限ります。）のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 ④ その工事が家屋について行う次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替である場合には、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書 i 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 ii 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
3	増改築等家屋に関する登記事項証明書 （登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。） （注） 贈与を受けた増改築等のための金銭によりその増改築等の敷地の用に供されることとなる土地等を取得する場合には、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。
4	増改築等家屋の増改築等に係る 工事の請負契約書 その他の書類で、その増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又はその写し
5	受贈者の戸籍の附票の写し その他の書類で、受贈者が増改築等の工事前にその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類（増改築等家屋に居住した日以後に作成されたものに限ります。）

B 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等が完了したが、居住していない人

⇒上記の A の表の 1 から 4 までの書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	増改築等後直ちにその増改築等をした家屋（「増改築等家屋」といいます。）を居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類
2	増改築等家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく戸籍の附票の写しその他の書類で受贈者がその増改築等の工事前に増改築等家屋を居住の用に供していたこと及び増改築等の工事後にその増改築等家屋を居住の用に供していることを明らかにする書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 増改築等家屋を居住の用に供したときには、遅滞なく上記の書類を提出してください。

C 平成 24 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等が完了していない人（57 ページの（注）に該当する場合に限ります。）

⇒40 ページの A の表の 1 の書類のほか、次の表に掲げる書類

添 付 書 類	
1	工事の請負契約書その他の書類又はその写しで、増改築等をしている家屋が 57 ページの B の表の 1 に該当することとなることを明らかにするもの
2	増改築等をしている家屋の増改築等に係る工事の状態が、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物と認められる時以後の状態にあることを証するこの工事を請け負った建設業者等の書類で、この工事の完了予定年月日の記載があるもの
3	増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく 40 ページの A の表の 2 から 5 までの書類を所轄税務署長に提出することを約する書類 （注） 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく 40 ページの A の表の 2 から 5 までの書類を提出してください。

Q & A 「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等

問：「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」の対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点がありますか。

答： 対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に相違点はありません。

また、対象となる住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等であることを証明するための添付書類にも相違点はありません。

なお、「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の両方の適用を受ける場合に重複する添付書類があるときは、重複する書類を重ねて提出する必要はありません。

【事例 6】農地等についての納税猶予の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、父から、父が農業の用に供していた田及び畑、加えて現金 300 万円の贈与を受けました。私は、従来から農業を営んでおり、今後も引き続き農業経営をする予定です。農地等についての納税猶予の特例（注）の適用を受けます。

（注） 特例の概要については、61 ページを参照してください。

長野 税務署長 殿 平成 23 年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

提出用 提出 申告 受付 印

〒XXXX-XXXX (電話 XXX-XXX-XXXX)

住 所 長野市〇〇町 XX 番地

フリガナ タナカ サブロー

氏 名 田中 三郎

生 年 月 日 3 3 3 年 0 5 月 0 3 日 職業 農業

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

第一表 (平成 22 年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の一と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と一緒に提出してください。)

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 取得した財産の明細 財産を取得した年月日

申告者との続柄・生年月日 種 類 細 目 所在地等 数 量 単 価 財 産 の 価 額

I 暦 年 課 税

住所 長野市〇〇町 XX 番地 土地 田 自用地 平成 23 年 08 月 25 日

フリガナ タナカ サブロー 続 柄 父 (措置法第 70 条の 4 第 1 項適用分) 9 1 8 1 2 5 0

氏 名 田中 太郎 別添計算書のとおり

生 年 月 日 明・大・昭・平 5 年 6 月 28 日

住所 〃 土地 畑 自用地 平成 23 年 08 月 25 日

フリガナ 〃 続 柄 〃 (同 上) 6 0 1 9 2 0 0

氏 名 〃

生 年 月 日 明・大・昭・平 〃 年 月 日

住所 〃 現金・預 現金 平成 23 年 08 月 25 日

フリガナ 〃 続 柄 〃

氏 名 〃

生 年 月 日 明・大・昭・平 〃 年 月 日

長野市〇〇町 XX 番地 3 0 0 0 0 0 0

財産の価額の合計額 (課税価格) ① 1 8 2 0 0 4 5 0 (最高 2,000 万円)

配偶者控除額 (右の事実と該当する場合には、..... □ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円 ②

基礎控除額 ③ 1 1 0 0 0 0 0

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [1,000 円未満切捨て] ④ 1 7 1 0 0 0 0 0

④に対する税額 (申告書第一表 (控用) の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。) ⑤ 6 3 0 0 0 0 0

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥

差引税額 (⑤-⑥) ⑦ 6 3 0 0 0 0 0

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

II 特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑦の金額の合計額) ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)」の⑧の金額の合計額) ⑨

III 合計

課税価格の合計額 (①+⑧) ⑩ 1 8 2 0 0 4 5 0

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑦+⑨)) [100 円未満切捨て] ⑪ 6 3 0 0 0 0 0

農地等納税猶予税額 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額) ⑫ 6 1 1 0 0 0 0

株式等納税猶予税額 (「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税)」の 3 の ④ の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) (別表)」の 2 の ② の金額) ⑬

申告期限までに納付すべき税額 (⑩-⑫-⑬) ⑭ 1 9 0 0 0 0 0

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑩-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑪) ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書 (別表)」の⑫) ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第 30 条の書面提出有 通信日付印

税理士法第 33 条の 2 の書面提出有 確認者

(資 5-10-1-1-A 4 統一) (平 23. 10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等については、「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の「納税猶予の特例の適用を受ける農地等の明細」欄にその明細を記入し、この「所在場所等」欄には「(措置法第 70 条の 4 第 1 項適用分別添計算書のとおり)」と記入します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑥ (43 ページ参照) に転記します。

「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨ (43 ページ参照) から転記します。

事例 6

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 田中 太郎
生 年 月 日 (明・大・昭・平) 5 年 6 月 28 日

受贈者の氏名 田中 三郎

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入していただく。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の場合のその別	所在場所	面積 固定資産税評価額	単価 倍 数	価 額
田		長野市00町 121番	1,012㎡ 126,500円	13倍	1,644,500円
"		" 122番	1,012 126,500	13	1,644,500
"		" 123番	1,012 126,500	13	1,644,500
"		" 124番	744 93,000	13	1,209,000
"		" 125番	858 107,250	13	1,394,250
"		" 126番	1,012 126,500	13	1,644,500
(計)			(5,650)		(9,181,250)
畑		長野市00町 731番	1,058 69,828	19	1,326,732
"		" 732番	1,058 69,828	19	1,326,732
"		" 733番	1,042 68,772	19	1,306,668
"		" 734番	1,642 108,372	19	2,059,068
(計)			(4,800)		(6,019,200)
合 計			10,450㎡	①	15,200,450

(平成22年分以降用)

II 納税猶予税額の計算

農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑥	6,300,000円
農地等以外の(申告書第一表 上欄の(A)財産の価額)の①の金額	①	3,000,000円	相続時精算課税の 差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦	
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②		農地等以外の財産に 対する贈与税額(⑤+⑦) (100円未満の端数は切り捨てます。 また、この金額が100円未満のときは、この金額を切り捨てます。)	⑧	190,000
基礎控除額	③	1,100,000	④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	190,000
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	1,900,000	納税猶予税額 (⑤-⑧)	⑨	6,110,000

(資5-11-1-A4統一)(平23.10)

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。

「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。

「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

申告書第一表の⑫
(42ページ参照)
に転記します。

申告書第一表の⑪
(42ページ参照)
から転記します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。
なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

平成 23 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	田中 三郎
----	------------	----	-------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☒ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計(①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実と相違ありません。

平成 24 年 2 月 8 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 田中 太郎



(資5-45-A4統一)(平23.10)

(平成21年分以降適用)

平成22年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

書 き か た 等

1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。

2 この確認書は、贈与者の方が記入します。

3 用語の意義

(1) 平成21年12月15日前に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。

(2) 平成21年12月15日以後に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（農地法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。

(3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

(4) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

《事例 6 の添付書類》

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類													
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 」（43 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）												
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書												
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）												
4	農地等のうちに平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の 市長（区長）の証明書												
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書												
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類												
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）												
8	贈与者が租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 1 項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（44 ページ参照）など） ① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。 ② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。 ③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積 <table border="1"> <tr> <td>A</td><td>贈与者が今回贈与をした採草放牧地</td></tr> <tr> <td>B</td><td>贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地</td></tr> <tr> <td>C</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> <tr> <td>D</td><td>贈与者が今回贈与をした準農地</td></tr> <tr> <td>E</td><td>贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地</td></tr> <tr> <td>F</td><td>今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</td></tr> </table> ④ A の面積が、B の面積及び C の面積の合計の 3 分の 2 以上となること。 ⑤ D の面積が、E の面積及び F の面積の合計の 3 分の 2 以上となること。	A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地	B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地	C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	D	贈与者が今回贈与をした準農地	E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
A	贈与者が今回贈与をした採草放牧地												
B	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地												
C	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												
D	贈与者が今回贈与をした準農地												
E	贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地												
F	今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの												

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		山田 一郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		山田 一夫	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	甲株式会社			⑦ 贈与の時ににおける経営承継受贈者の役職名	代表取締役		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	XXXXXXX（高松 署）			⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 15 年 4 月 1 日		
③ 事業種目	金属加工機械製造業			⑨ 経済産業大臣の認定状況	設定年月日	平成 23 年 12 月 15 日	
④ 贈与の時ににおける資本金の額	25,000,000 円			認定番号	XXXX		
⑤ 贈与の時ににおける資本準備金の額	5,000,000 円			⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	○ 無	
⑥ 贈与の時ににおける従業員数	20 人						
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時ににおける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)		
23.11.16	60,000 ⑤口・円	40,000 ⑤口・円	50,000 ⑤口・円	10,000 ⑤口・円	50,000 ⑤口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額)		⑦ ⑤欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株 (口・円) 当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)		
(f) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (d) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可							
30,000 ⑤口・円		30,000 ⑤口・円		1,400 円	A 42,000,000 円		
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
42,000,000 円		1,100,000 円		40,900,000 円		18,200,000 円	
4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
平成 年 月 日							
所在地							
会社名							
代表者氏名 印							
※ 税務署整理欄 法人管轄署番号 - 入力 確認 (資5-11-6-A4統一) (平23.10)							

贈与により取得した株式等のうち、納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数を⑥欄の株式等の数等を限度として記入します。

○ 非上場株式等についての納税猶予の特例（暦年課税）の適用を受ける場合には、「（平成23年6月30日以降用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（50ページ参照）又は「（平成23年6月29日以前用）非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（暦年課税）のチェックシート」（52ページ参照）で適用要件及び添付書類をご確認ください。

なお、このチェックシートは申告書を提出する際に併せて提出してください。

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）の書きかた等

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。
なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
 - (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 - (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
 - (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
 - (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合には**b**の全部、⑥欄の(r)に該当する場合には（**a**－**c**）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 - (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
 - (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書の**A**欄の金額とこの計算書以外の計算書の**A**欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。
また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。
- 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
 - (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
 - (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

(平成23年6月30日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

の特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料		
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じ。)を有していたことがありますか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
	贈与の直前(注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者(後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
後継者(受贈者)	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。		○ 認定書の写し		
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本	
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本	
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
	贈与の時	⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。		○ 登記事項証明書、定款の写しなど		
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注4)		○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など		
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。 ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注5) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。		はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電話	

注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限ります。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数を確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	☐
3	贈与の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時ににおける会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例(暦年課税)のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- この1 このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- の2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。

特例の適用に係る会社の名称:

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じ。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前（注1）	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者（後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	○ 会社の役員ですか。	いいえ	はい	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
後継者（受贈者）	贈与の直前	○ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
	贈与の時	① 贈与者の親族ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		② 20歳以上ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本
		③ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
		④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	⑤ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
	贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。（注4）	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など
会社	贈与の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい	いいえ	
		⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注5）	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注5）・（注6）	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注7）	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注8）	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）など

※ 2面の注書を参照願います。

贈与者氏名

受贈者(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電話	

- 注1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
- 5 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
- 6 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。
- 7 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
- 8 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第8項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 9 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令等199号による改正前のものをいいます。
- この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(贈与の日の属する年の翌年1月1日以降に作成されたものに限りします。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りします。)	☐
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	戸籍謄本又は抄本など、後継者(受贈者)が贈与の日において贈与者の親族に該当することを明らかにする書類	☐
5	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
6	贈与の時における会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

《事例 7 の添付書類》

この非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」及び次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	贈与の時に 会社の定款の写し (注) 定款が変更されたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面も併せて提出してください。
2	贈与の時に 会社の従業員数証明書 (注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（「円滑化省令」といいます。）第 1 条第 6 項に規定する従業員数証明書をいいます。
3	贈与の直前及び贈与の時（贈与直後）における会社の株主名簿の写しその他の書類で、会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が保有する会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（会社が証明したものに限ります。）
4	会社の贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度の 貸借対照表及び損益計算書 (注) 会社が租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号又は第 9 号に規定する会社に該当する場合には、贈与の日の 3 年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
5	贈与の日の属する年の翌年 1 月 1 日以後に作成された会社の 登記事項証明書
6	経営承継受贈者の戸籍の謄本又は抄本 その他の書類で、経営承継受贈者が贈与の日において贈与者の親族に該当する旨を明らかにする書類
7	円滑化省令第 7 条第 4 項の 認定書の写し 及び同条第 2 項の 申請書の写し
8	担保として提供しようとする財産の明細書 その他担保の提供に関する書類

Ⅲ 各種特例の概要等

1 住宅取得等資金の非課税制度

(1) 特例の概要

イ 住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 1,000 万円）

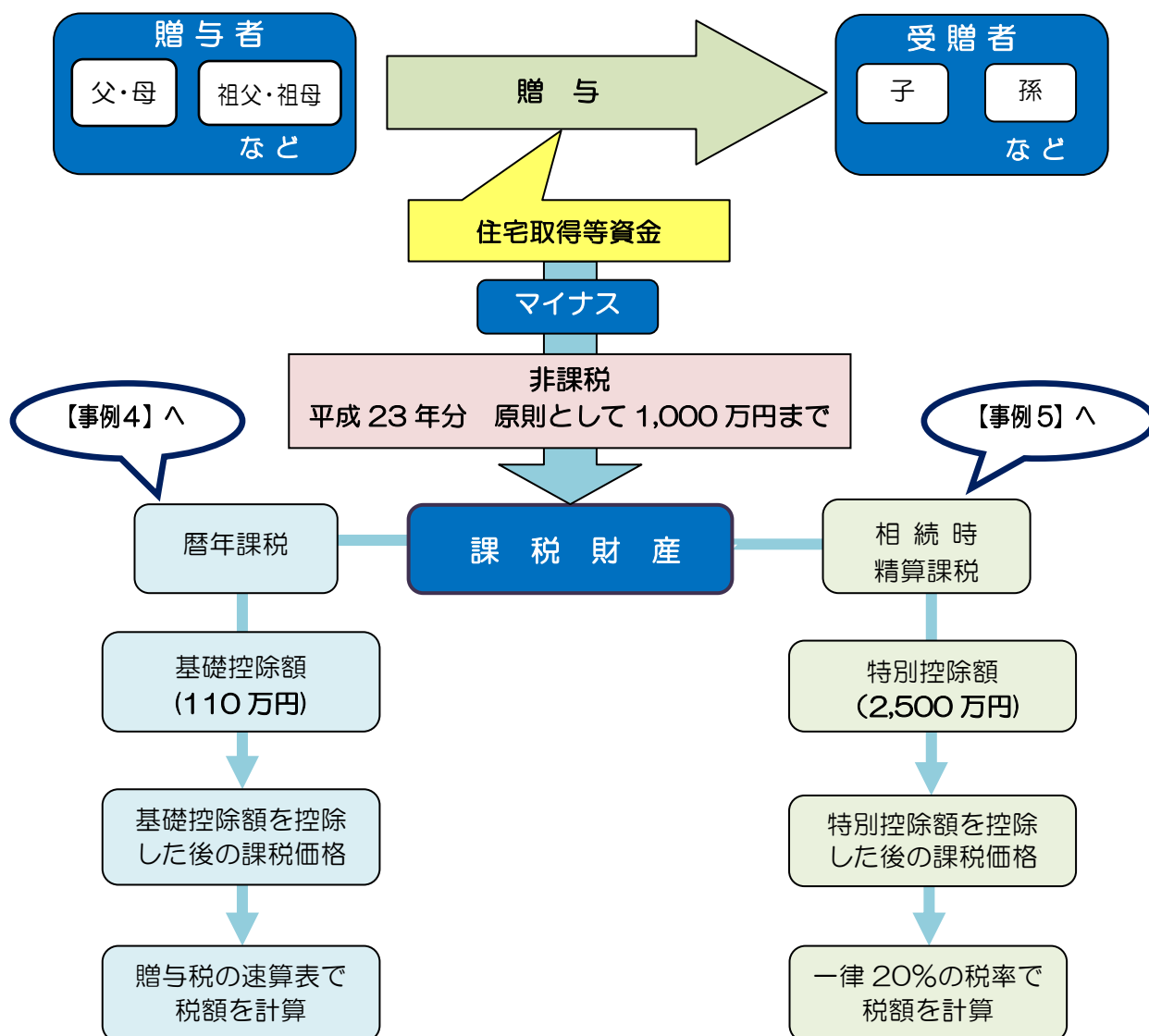
父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（「住宅取得等資金」といいます。）の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金のうち、平成 23 年の贈与についてこの制度の適用を受ける人は 1,000 万円までの金額について贈与税が非課税となります。

なお、平成 22 年分の贈与に住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 1,500 万円）の適用を受けた人が、平成 23 年分の贈与についてその制度の適用を受けるときは「1,500 万円から平成 22 年分でその制度の適用を受けた金額を控除した残額」が非課税となります（以下、これらの制度を「非課税制度」といいます。）。

（注）平成 21 又は平成 22 年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）による改正前の租税特別措置法第 70 条の 2 第 1 項の規定により住宅取得等資金の非課税制度（住宅資金非課税限度額 500 万円）の適用を受けた人は、平成 23 年分の贈与税の申告で租税特別措置法第 70 条の 2 第 1 項の規定により住宅取得等資金の非課税制度の適用を受けることはできません。

非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあつては基礎控除額（110 万円）を適用することができ、また、相続時精算課税にあつては特別控除額（2,500 万円）を適用することができます。

なお、相続時精算課税の適用は、原則として、父母からの贈与に限られます。



ロ 住宅取得等資金の非課税限度額

平成 23 年分の贈与における住宅取得等資金のうち非課税となる金額（以下「非課税限度額」といいます。）は、以下の金額となります。

	平成 23 年分の贈与について初めて 非課税制度の適用を受ける場合	平成 22 年分の贈与について非 課税制度の適用を受けた場合
非課税限度額	1,000 万円	1,500 万円 － 平成 22 年分で 非課税制度の適用 を受けた金額

Q & A 配偶者の父からの住宅取得等資金の贈与

問： 私は妻の父から住宅取得のための資金の贈与を受けました。この資金について「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けられますか。

答： 配偶者の父母（又は祖父母）は、あなたの直系尊属には当たりませんので、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けることはできません。

(2) 適用要件

イ 受贈者等の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属であること。
3	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
4	平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。
5	贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
6	自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
7	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）が日本国内にあること。

(注) 1 「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。

また、「住宅用家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

2 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の 2 分の 1 の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

ロ 新築若しくは取得又は増改築等の要件

A 新築又は取得の場合の要件

要 件	
1	新築又は取得した住宅用家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	取得した住宅用家屋が次のいずれかに該当すること。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの （注）耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして、「耐震基準適合証明書」（家屋の取得の前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）又は「住宅性能評価書」の写し（家屋の取得の前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限る。）により証明されたもの

B 増改築等の場合の要件

要 件	
1	増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分が受贈者の居住の用に供されるものであること。
2	増改築等の工事が、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき「確認済証」の写し、「検査済証」の写し又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。
3	増改築等の工事に要した費用の額が 100 万円以上のものであること。 （注）増改築等の工事の部分に居住の用以外の用に供される部分がある場合には増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、自己の居住の用に供される部分の工事に充てられなければなりません。

（注）「新築」には、平成 24 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。また、「増改築等」には、平成 24 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

なお、「取得」の場合には、これらの状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 24 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。

ハ 申告要件

「住宅取得等資金の非課税制度」及び「相続時精算課税選択の特例」は、贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に贈与税の申告書及び添付書類（38 ページ以降参照）を提出した場合に限り、その適用を受けることができます。

《特例の適用要件を満たさないこととなった場合の修正申告等について》

「住宅取得等資金の非課税制度」又は「相続時精算課税選択の特例」のいずれかの特例の適用を受けて平成23年分の贈与税の申告をした人が、次の1又は2の事由に該当した場合には、これらの特例の適用を受けることはできませんので、平成25年2月28日までに、平成23年分の贈与税について修正申告書の提出及びその修正申告書の提出により納付することとなる税額の納付をしなければなりません。

なお、平成23年分の贈与税の申告で、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けていた人が次の1又は2の事由に該当した場合には、相続時精算課税選択届出書の提出はなかったものとみなされます。

- 1 「平成24年3月15日までに住宅用家屋の新築又は取得をしたが居住していない人」又は「同日までに住宅用家屋の新築に係る工事が完了（その工事の状態が屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限りします。）していない人」が、平成24年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合
- 2 「平成24年3月15日までに増改築等をしたが居住していない人」又は「同日までに増改築等に係る工事が完了（増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態まで工事が進行しているものに限りします。）していない人」が、平成24年12月31日までにその住宅用家屋に居住していない場合

《所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用する場合》

「住宅取得等資金の非課税制度」又は「相続時精算課税選択の特例」のいずれかの適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときには、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありませんのでご注意ください。

- 1 「住宅借入金等の金額」
 - 2 住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）の対価の額又は費用の額（注1）から、「その贈与の特例を受けた部分の金額」を差し引いた額（注2）
- （注1）1の住宅借入金等のうちにその住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得に係るものがある場合には、その土地の対価を含みます。
- （注2）平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額も差し引きます。

Q & A 父と祖父から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の「住宅取得等資金の非課税制度」の適用

問： 私は平成23年中に父と祖父から住宅取得のための資金として1,000万円ずつ贈与を受けました。贈与者ごとに「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受けられますか。

答： 「住宅取得等資金の非課税制度」は、平成23年中に贈与により取得した住宅取得等資金について、受贈者1人について1,000万円が限度となります。

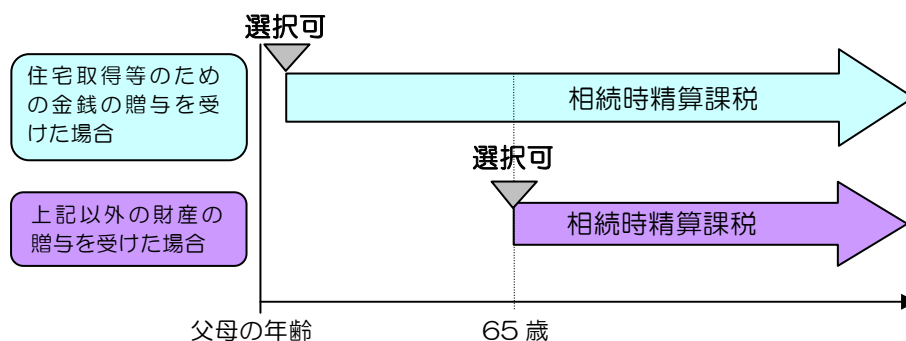
したがって、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用は、あなたが贈与を受けた2,000万円（1,000万円×2人）のうち1,000万円が対象となります。

なお、「住宅取得等資金の非課税制度」の適用に当たって、誰からの贈与について、いくらの適用を受けるかは、受贈者の選択となります。

2 相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 23 年中に、原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の 1 月 1 日において 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者等の要件

要 件	
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
3	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
4	平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。
5	自己の配偶者、親族など一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
6	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）が日本国内にあること。

(注) 「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。

また、「住宅用家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

ロ 新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「新築若しくは取得又は増改築等の要件」と同じです（57 ページのロ参照）。

ハ 申告要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「申告要件」と同じです（57 ページのハ参照）。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成 22 年中に父（満 63 歳）から住宅取得のための資金として 1,500 万円の贈与を受け、平成 22 年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成 23 年中に父から、自動車の購入資金として 300 万円の贈与を受けました。

私の平成 23 年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が 65 歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。

3 農地等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要

農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等（（注）1 参照）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等（「特例農地等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切られ、その税額と利子税を納付しなければなりません（62 ページの（3）参照）。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

（注）1 農地等とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）に係るものを除きます。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）並びに準農地をいいます。

2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

3 都市営農農地等とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成 3 年 1 月 1 日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第 10 条又は同法第 15 条第 1 項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。

4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10 年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで 3 年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき （注）過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が 18 歳以上であること
2	贈与を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと

（注）贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の 3 分の 2 以上の面積のもの」及び「準農地の 3 分の 2 以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署におたずねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、46 ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、6 ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から 3 年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について、農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があったことをいいます。）の場合も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6%の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4%を加算した割合が 7.3%に満たない場合には、その年中においては次ページの算式により計算した割合（0.1%未満の端数切捨て）になります。

$$\begin{array}{rcl} \text{(算式)} & & \\ & 3.6\% & \times \quad \frac{\text{(前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率+4\%)}}{7.3\%} \end{array}$$

(例) 日本銀行が定める基準割引率が 0.3%である場合……年 2.1%

(注) 日本銀行が定める基準割引率の変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が 2 分の 1 に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。

4 非上場株式等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要

会社の後継者である受贈者（「経営承継受贈者」といいます。）が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式又は出資（「非上場株式等」といいます。）を親族（贈与者）から、その親族（贈与者）が保有する非上場株式等の全部又は一定以上を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限られます。）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下に、その非上場株式等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「株式等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた非上場株式等（「特例受贈非上場株式等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、経営承継受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に株式等納税猶予税額は免除されます。

同様に、経営承継受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合にも、その株式等納税猶予税額は、経営承継受贈者の死亡の時に免除されます。

また、上記以外にも、贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、一定の事由に該当した場合には、申請により、その株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除されます。

なお、贈与者又は経営承継受贈者の死亡の日前に、特例受贈非上場株式等を譲渡するなど一定の事由が生じた場合には、株式等納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

(注) 1 この特例の適用を受けるためには、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑化法」といいます。）に基づき、会社が「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。これらの確認及び認定を受けるための具体的な要件及び手続については、最寄りの地方経済産業局におたずねください。なお、平成 23 年分の贈与について会社が「経済産業大臣の認定」を受けるためには、平成 24 年 1 月 16 日（月）までにその申請を行う必要があります。

2 株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合とは、次の①から④のいずれかに該当した場合をいいます。なお、免除に際して、①又は②に該当した場合には、その該当することとなった日から 6 か月以内、③又は④のいずれかに該当した場合には、その該当することとなった日から 2 か月以内に一定の書類を税務署に提出する必要があります。

株式等納税猶予税額の全部又は一部が免除される場合	
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
②	贈与者が死亡した場合
③	贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合 イ 経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等に係る会社の株式又は出資（「株式等」といいます。）の全部を譲渡又は贈与（「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係のある者（「経営承継受贈者と特別の関係がある者」といいます。）以外の者のうちの一人の者として一定の要件を満たす者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による認可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限ります。） ロ 特例受贈非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合 ハ 特例受贈非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合
④	贈与税の申告期限後 5 年を経過した後に、特例受贈非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

(2) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

イ 贈与者の要件

贈与者は、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与前のいずれかの日において会社の代表権を有していたことがあること
2	贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の 50% 超の議決権数を有し、かつ、経営承継受贈者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
3	贈与者が贈与の直前に代表権を有していなかった場合には、上記 2 のほか、代表権を有していた期間のいずれかの日において、上記 2 と同様の保有状況であったこと
4	贈与の時において会社の役員でないこと

(注) 1 代表権には制限が加えられたものを除きます（以下、ロにおいて同じです。）。

2 「贈与者と特別の関係がある者」とは、贈与者の親族などその贈与者と租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係のある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます（以下、ロにおいて同じです。）。

4 「会社の役員」とは、会社法第 329 条第 1 項に規定する役員又は業務を執行する社員をいいます（以下、ロにおいて同じです。）。

ロ 経営承継受贈者の要件

経営承継受贈者は、贈与の時において贈与者の親族であって、次のいずれにも該当する人であること。

要 件	
1	贈与の日において 20 歳以上であること
2	贈与の時において会社の代表権を有していること
3	贈与の時において、経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者がその会社の総議決権数の 50% 超の議決権を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有していること
4	贈与の時から贈与税の申告書の提出期限（提出期限までに経営承継受贈者が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き特例受贈非上場株式等の全てを保有していること
5	贈与の日まで引き続き 3 年以上、会社の役員であること
6	経済産業大臣の確認を受けた会社に係る特定後継者であること

(注) 経営承継受贈者は、特例受贈非上場株式等に係る会社 1 社につき 1 人に限ります。

ハ 会社の要件

特例の対象となる会社は、非上場会社で、次のいずれにも該当する会社であること。

要 件	
1	経済産業大臣の確認及び認定を受けていること
2	贈与の時において常時使用する従業員の数が 1 人以上であること なお、特例の対象となる会社の特別関係会社（注 1）が会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社に該当する場合（注 2）には、常時使用する従業員の数が 5 人以上であること
3	資産管理会社（注 3）に該当しないこと
4	風俗営業会社（注 4）に該当しないこと
5	贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額が零を超えていること（注 5）
6	経営承継受贈者以外の者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類株式を有していないこと
7	中小企業者（注 6）であること
8	贈与前 3 年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係のある者から現物出資又は贈与により取得した資産がある場合において、贈与の時におけるその資産の価額（注 7）の合計額が贈与の時における会社の資産の価額の合計額の 70% 以上でないこと

9	【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が非上場会社に該当すること 【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社（注 8）が非上場会社に該当すること
10	【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと 【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと
11	【平成 23 年 6 月 29 日以前の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特別関係会社が中小企業者であること 【平成 23 年 6 月 30 日以後の贈与に係る非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例】 会社の特定特別関係会社が中小企業者であること

- (注) 1 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 6 項に規定する会社をいいます。
- 2 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 100 分の 50 を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 8 項に定める関係をいいます。）がある法人がその特別関係会社の株式又は出資を有する場合に限りします。
- 3 資産管理会社とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号又は第 9 号に規定する会社をいい、有価証券、自ら使用していない不動産（不動産の一部について現に自ら使用していない場合には、自ら使用していない部分に限りします。）、現金・預貯金等（経営承継受贈者及び租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 11 項に定める経営承継受贈者と特別の関係がある者に対する貸付金、未収金及びその他これらに類する資産を含みます。）の特定の資産の保有割合が帳簿価額の総額の 70%以上の会社やこれら特定の資産からの運用収入が総収入金額の 75%以上の会社などをいいます。なお、(a) 贈与の日まで引き続き 3 年以上にわたり、商品の販売や資産の貸付けなどの業務を行っていること、(b) 贈与の時に於いて常時使用する従業員の数が 5 人以上であること、(c) 贈与の時に於いて、その会社が (b) の常時使用する従業員が勤務している事務所、店舗、工場等を所有し又は賃借していること、など一定の要件を満たす場合には、資産管理会社に該当しません（以下、67 ページの (3) イにおいて同じです。）。)
- 4 風俗営業会社とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。
- 5 贈与の日が当該贈与の日の属する事業年度の末日である場合には、その贈与の日の属する事業年度及びその事業年度の直前における総収入金額が零を超える必要があります。
- 6 中小企業者とは、円滑化法第 2 条各号のいずれかに該当する会社をいいます。
- 7 その会社が贈与の時に於いて現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合には、その贈与の時に有していたものとしたときにおけるその資産の価額をいいます。
- 8 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 7 項に規定する会社をいいます。

二 特例対象贈与の要件等

この特例の適用を受けるには、下表の①に該当する場合には下表中の限度数（a）の全部、②に該当する場合には下表中の限度数（ $c \times \frac{2}{3} - b$ ）以上の数の非上場株式等の贈与を受けていることが要件となります。

なお、この特例の対象となる非上場株式等の数は、次の a、b、c の数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります（持分会社の場合も下表に準じます。）。)

「a」… 贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「b」… 経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数

「c」… 贈与の時に於ける会社の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
①	$a + b < c \times \frac{2}{3}$ の場合	贈与者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数 (a)
②	$a + b \geq c \times \frac{2}{3}$ の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から経営承継受贈者が贈与の直前に保有する非上場株式等の数を控除した数 ($c \times \frac{2}{3} - b$)

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りします。
- 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りします。
- 3 $c \times \frac{2}{3}$ の計算において 1 株（円）未満の端数がある場合には、その端数を切り上げます。

ホ 申告の手続

この特例の適用を受けるためには、贈与税の申告書に、この特例の適用を受ける旨を記載の上、54 ページの表に掲げる書類を添付して、その申告書を贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に提出するとともに、株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（特例非上場株式等でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

（注）1 特例受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、株式等納税猶予税額及び利子税に見合う担保の提供があったものとみなされます。

2 非上場会社の株式を担保として提供する場合には、その株式の株券を法務局（供託所）に供託し、法務局（供託所）から交付を受けた「供託書正本」を税務署に提出します。なお、株券が発行されていない場合には、会社に対して株券の発行を請求する必要があります。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

ヘ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、株式等納税猶予税額の免除又は株式等納税猶予税額の全部について納税の猶予が打ち切られるまでの間、贈与税の申告期限後 5 年間は毎年、5 年経過後は 3 年ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び会社の状況等に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を所轄の税務署へ提出しなければなりません。

なお、継続届出書の提出期限や添付書類など、詳しくは税務署におたずねください。

（注）継続届出書の提出がない場合には、この特例の適用が打ち切れ、株式等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 株式等納税猶予税額の納付

イ 株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税は、次の表に掲げる場合などに該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。この場合の納付期限及び次の表に掲げる場合以外で株式等納税猶予税額を納付しなければならない場合については税務署におたずねください。

（主な場合）

1	特例受贈非上場株式等について譲渡等があった場合
2	申告期限後 5 年以内に経営承継受贈者が代表者でなくなった場合
3	申告期限後 5 年以内の一定の基準日において雇用の 8 割を維持できなくなった場合
4	会社が資産管理会社に該当した場合
5	担保の全部又は一部に変更があったことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6% の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4% を加算した割合が年 7.3% に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1% 未満の端数切捨て）になります。

$$\text{（算式）} \quad 3.6\% \quad \times \quad \frac{\text{（前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率} + 4\% \text{）}}{7.3\%}$$

（例）日本銀行が定める基準割引率が 0.3% である場合……年 2.1%

（注）日本銀行が定める基準割引率が変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

5 相続時精算課税の適用を受ける森林についての相続税の課税価格の軽減措置

(1) 概要

被相続人である特定贈与者（27 ページの（注）1 参照）の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例：相続税の課税価格を一定の特定受贈森林施業計画対象山林について 5%減額する特例です。）を受けるためには、贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に、贈与税の申告書に下記(3)の「添付書類」を添付して、受贈者の住所地の所轄税務署長に届け出なければなりません。

また、この届出をすることができる人は、その贈与を受けた時からその特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている人に限られます。

この制度の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

(2) 特定受贈森林施業計画対象山林の要件

贈与の直前に特定贈与者が有していた立木又は土地等のうち、贈与の前に森林法第 11 条第 4 項（森林法第 12 条第 3 項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 2 項の規定により読み替えて適用される森林法第 12 条第 3 項において準用する場合を含みます。）の規定による市町村長等の認定を受けた森林法第 11 条第 1 項に規定する森林施業計画が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。）であること。

（注） 森林施業計画には、森林法第 11 条第 4 項第 2 号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための同条第 1 項に規定する森林施業計画のうち森林法施行規則第 13 条第 2 項第 3 号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（その特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限ります。）及び森林法第 16 条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 3 項の規定による認定の取消しがあったものは含まれません。

(3) 申告の手続

この届出をするためには、贈与税の申告書の提出期間内（4 ページ参照）に贈与税の申告書に次に掲げる書類を添付しなければなりません。

なお、次の表に掲げる書類のほかに、「相続時精算課税選択届出書」（70 ページ参照）と 26 ページの「添付書類」に掲げる書類も必要となります。

（注） 相続時精算課税選択届出書及び 26 ページの添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、平成 22 年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合には、再度提出する必要はありません。

添 付 書 類	
1	平成__年分 特定受贈森林施業計画対象山林に係る届出書
2	特定受贈森林施業計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画に係る森林施業計画書の写し
3	2 の森林施業計画に係る認定書の写し及びその他参考となるべき事項を記載した書類

（注） 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合の書類の提出先及び添付書類については、税務署におたずねください。

6 災害により受贈財産に被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等（平成23年3月11日において所有していたものに限りまゝ。）の価額は、その取得の時の時価によらず、「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」によることができます。

- (注) 1 「特定土地等」とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）内にある土地等をいいます。
- 2 「特定株式等」とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）をいいます。
- 3 「指定地域」及び「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

【参考】東日本大震災の発生日以後に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の評価

平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額は、原則として、上記(2)の評価方法に準じて評価することができます。

(注) これらの財産の具体的な評価方法については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

(3) 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した金銭について住宅取得等資金の贈与税の特例（住宅取得等資金の非課税制度及び相続時精算課税選択の特例をいいます。）を適用する（した）場合において、東日本大震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。

イ 平成22年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど期限までに入居できなくなった場合には、入居期限が1年間延長されます。

ロ 平成23年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅を期限までに取得できなくなった場合には、取得期限と入居期限が1年間延長されます。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。

7 相続時精算課税選択届出書の様式

税務署受付印

相続時精算課税選択届出書

(平成21年分以降用)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

平成____年____月____日 ____税務署長 殿	受贈者	住所 又は 居所	〒 電話(- -)
		フリガナ	
		氏 名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日) (印)
		特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から平成____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- (1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
- ① 受贈者の氏名、生年月日
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること
- (2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類
- (4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)
- (注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
- 2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が65歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	(印)	電話番号	
-------	-----	------	--

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(平23.10)

書 き か た 等

1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。

3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。

6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

7 その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

[illegible]

[illegible]

この冊子は、平成23年10月31日現在の法令等に基づいて作成しています。

国税庁ホームページで

贈与税の申告書を作ってみましょう!!

「**確定申告書等作成コーナー**」で、**贈与税の申告書**が自動計算で作成できます。

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へアクセス!

国税庁ホームページから

「**確定申告書等作成コーナー**」へ!

国税庁ホームページ ※この画面は、平成23年10月現在のものです。



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成23年分 贈与税の申告書作成コーナー

作成開始

贈与を受けた財産の評価を済ませた後に申告書の作成を開始してください。贈与を受けた財産の評価が済んでいない方は評価方法をご覧ください。個別の評価方法は所轄の税務署にお尋ねください。

贈与税の申告書等(e-tax)で送信することができませんので、作成された申告書等は、印刷して郵便又は信書便による送付などの方法で提出してください。

ご利用ガイド

- 条件によっては、贈与税の申告書作成コーナーをご利用できない場合があります。
- ご利用にならない方
- 東日本大震災による被災者に対する減税の特典を利用する方
- 作成できる書類
- 入力に必要な書類
- 具体的な入力例
- データの保存・読み込み
- 作成後の確認事項
- 電子納税のご利用案内

贈与税の申告書作成コーナーをご利用にならない方

- 贈与税申告書・贈与税修正申告書形式入力コーナー

路線価図等の閲覧

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 免責事項

Copyright © 2011 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

画面の案内に従い、
必要事項を入力すると・・・



もっと詳しく!!
11ページをご覧ください。



平成[23]年贈与税の申告書

提出用

氏名 国税 太郎

住所 東京都千代田区千代田 3-1-1

生年月日 3/5/51

提出用

氏名 国税 花子

住所 東京都千代田区千代田 3-1-1

生年月日 3/5/51

平成23年10月25日

2000000

2000000

完成!

作成した申告書等は、郵便又は信書便により提出!



この社会あなたの税がいきっている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。